

議事日程（第2号）

令和7年9月10日（水曜日） 午前10時 開議（本会議）

日程第 1 ※一般質問

※一般議案

日程第 2 議第61号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）

日程第 3 議第62号 令和7年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第 4 議第63号 令和7年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第 5 議第64号 令和7年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）

※事件案件

日程第 6 議第73号 令和6年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分について

日程第 7 議第74号 令和6年度遊佐町下水道事業会計剰余金の処分について

日程第 8 ※補正予算審査特別委員会の設置について

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第2号に同じ）

☆

出欠席議員氏名

応招議員 12名

出席議員 11名

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|-----|----|---|-----|----|---|---|
| 1番 | 遊 | 佐 | 亮 | 太 | 君 | 2番 | 伊 | 原 | ひとみ | 君 | | |
| 3番 | 駒 | 井 | 江 | 美 | 子 | 君 | 4番 | 今 | 野 | 博 | 義 | 君 |
| 5番 | 渋 | 谷 | | 敏 | 君 | 6番 | 本 | 間 | 知 | 広 | 君 | |
| 7番 | 那 | 須 | 正 | 幸 | 君 | 8番 | 佐 | 藤 | 俊 | 太郎 | 君 | |
| 9番 | 菅 | 原 | 和 | 幸 | 君 | 11番 | 斎 | 藤 | 弥 | 志夫 | 君 | |
| 12番 | 高 | 橋 | 冠 | 治 | 君 | | | | | | | |

欠席議員 1名

10番 土門治明君

☆

説明のため出席した者職氏名

| | | | |
|-------------|-------|----------|-------|
| 町長 | 松永裕美君 | 副町長 | 高橋和裕君 |
| 総務課長 | 鳥海広行君 | 企画課長 | 渡会裕君 |
| 産業課長兼農委事務局長 | 太田智光君 | 地域生活課長 | 太田英敦君 |
| 健康福祉課長 | 渡部智恵君 | 町民課長兼者 | 土門良則君 |
| 教育長 | 土門敦君 | 教育委員会長 | 荒木茂君 |
| 農業委員会会长 | 佐藤充君 | 選挙管理委員会長 | 小林栄一君 |
| 代表監査委員 | 本間康弘君 | | |

☆

出席した事務局職員

事務局長 菅原潤 議事係長 船越早苗 主任 伊藤歩美

☆

本会議

議長（高橋冠治君） おはようございます。ただいまより本会議を開きます。

（午前10時）

議長（高橋冠治君） 本日の議員の出席状況は、10番、土門治明議員が所用のため欠席、その他全員出席しております。

なお、説明員としては全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） おはようございます。第581回9月定例会2日目、最初の一般質問になります。

私は、通告に従いまして、遊佐町において行われる公共工事入札の考え方についてお聞きをいたします。さきの6月定例会におきまして、私は遊佐町の公共工事入札の不調、不落の際の対応をお聞きいたしました。不調、不落の場合は、その原因を調査し、各案件の実施設計や設計価格、指名業者の範囲の見直しなどを行った上で対応するとご答弁をいただきました。今年5月19日、第1回目の蕨岡まちづくりセンター移転改修工事の入札が行われました。条件付一般競争入札のことでしたが、このときは入札価格が全て予定価格を上回ったため、不落であったと理解をしております。約1か月後の6月30日、第2回目が町内外7社による入札の結果、落札され、移転改修工事が現在進められております。蕨岡地区の住民にとりましては、念願のまちづくりセンター移転に向けての第一歩と大変うれしく思っております。現在、町で行われました公共工事の入札結果は、予定価格、落札価格、各事業者の入札価格等につきまして、町のホームページの入札結果情報から確認することができます。しかしながら、蕨岡まちづくりセンター移転改修工事第1回目、不落の際の情報が公開されておらず、1回目から2回目への予定価格変更までの町の原因調査、見直しの結果及び経緯が分からぬ状況にあります。あわせてどのような条件の変更がなされたのかをお聞きいたします。また、入札価格がどのように変化したのかも質疑の中でお聞きいたします。

6月定例会一般質問での町長答弁にもございましたが、発注方法も1事業者に全てを発注する一括発注方式だけにかかわらず、業種別分離発注方式など、関連事業者組合からの要望もあるとお聞きしております。総務省では、令和6年4月19日付、地方公共団体の調達における中小企業の受注機会の確保についてとし、令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針、これが閣議決定されたことを踏まえまして、受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めることと要請されているところです。その内容には、中小企業小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫に関する事項（基本方針第2の2）としまして、物件等の発注に当たっては総合評価落札方式の適切な活用、分離分割発注の推進、発注時期や施工時期の平準化、適正な納期、工期、納入条件等の設定、同一資格等級区分内のものによる競争の確保により、中小企業、小規模事業者が受注しやすい発注とするよう工夫することとしております。また、中小企業庁では、分離分割発注に係る適切事例としまして、建築工事、給排水工事、電気工事を分離発注しました愛知県の建築工事事例を公表しております。専門工事業者に発注することによって、それぞれの専門性を生かした質の高い施工が期待できるとしております。

メリットだけではなく、もちろんデメリットがあることも十分理解しております。工事を細分化すれば、資材の一括発注や建設機械が有効に活用できることなどから、建設コストが上昇する可能性、管理業務の負担増などによる工期の遅れ、長期化などです。遊佐町ではこれまで行ったことがない一般競争入札、遊佐町においては土木工事一式、建築工事一式に多く見受けられます条件付競争入札や指名競争入札、発注方法も全てを1事業者に発注する一括発注方式や業種別の分離発注方式、条件の付与の仕方によりましては地理的な要件、経営事項審査などによる格付、等級に関する要件、資格や技術者に関する要件など多様な入札条件が考えられます。また、複数の事業者によるJVいわゆるジョイントベンチャー方式など大規模工事におけるリスクを分散したり、各社が得意な技術を持ち寄り、よりよい工事を行う方式もございます。今後、規模的にも非常に大きな事業である新道の駅本体工事の入札を控える中、近隣市町村の入札情報公開と比較しながら、町の公共事業入札への考え方をお聞きいたします。

以上、壇上からの私の質問といたします。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） おはようございます。それでは、4番、今野博義議員のご質問に答弁させていただきます。

遊佐町における公共工事の入札の考え方についてのご質問でございました。本町における入札方法といたしましては、条件付一般競争入札方式、指名競争入札方式があります。このうち、条件付一般競争入札方式は、遊佐町条件付一般競争入札試行実施要綱に基づき、遊佐町に競争入札参加資格登録を行っている事業者を対象に、原則、建設工事のうち土木一式工事及び建築一式工事で設計価格が500万円以上の工事について実施しています。蕨岡まちづくりセンター移転改修工事については、5月19日に町内の建築一式Bランクの事業者を対象とした条件付一般競争入札を実施しましたが、入札価格が予定価格を超えたことにより不落となりました。不落となったことを受け、原材料価格の見直しや工期を半月延長するなど、設計書の内容を一部見直しました。また、入札参加対象に酒田管内の建築一式Aランクの事業所を加えることについて、指名業者選定審査会で決定し、6月30日に2回目の入札を実施しました。2回目の入札には町内事業者2社、酒田管内の事業者5社が参加し、町内事業者が落札したものです。

公共事業の発注につきましては、公共サービス、公共施設や設備の整備を確実に行うことはもちろん、地域経済の活性化に資する目的があると認識しています。本町ではこれまで、この受注先を決定する入札につきましても、方法として公平、適正であると同時に、地域経済の活性化のため、条件付一般競争入札、指名競争入札とともに、町内事業者を優先的に入札参加条件、指名対象としてきました。今後も、基本的にはこれまで同様の考え方で立ち実施していきたいと考えております。しかしながら、現在、昨年7月の大雨災害の復旧事業が、本町だけではなく、県、近隣市町でも行われており、町内事業者も多く関わっていると聞いております。また、議員のご指摘のとおり、パーキングエリアタウン整備事業の本体工事も控えています。今後、こういった現状を踏まえながら、分離発注も含め、入札、契約方式の在り方について検討していきます。

以上、壇上の答弁とさせていただきます。詳細につきましては、所管の課長をして答弁いたさせます。よろしくお願ひいたします。

議 長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） 答弁ありがとうございます。遊佐町の公共事業の在り方につきまして、まずは全体像から総務課のほうにお聞きをいたします。

遊佐町公共事業の入札及び契約の適正化に係る事務取扱規程、こちらは町のホームページのほうからも確認できるものとなります。指名業者の選定、条件付一般競争入札を実施する場合は、指名業者選定審査会に諮るとされております。遊佐町公共工事指名業者選定審査会設置規程によりますと、会長は副町長、副会長は総務課長とされております。また、第5条に秘密の保持といたしまして、審査会の質疑は公開しないとされております。個別の質疑の内容につきましてはお聞きをしませんが、6月定例会一般質問において、令和6年度の一般競争入札はゼロ件、条件付一般競争入札は17件、指名競争入札は41件と答弁をいただいております。それぞれ話せる範囲内で結構ですので、なぜ条件付一般競争入札と指名競争入札のみなのか、まずは基本的な審議の過程を総務課のほうにお聞きいたします。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

なぜ指名競争入札か、あと一般競争入札かということでございますけれども、まずこれにつきましては、条件付一般競争入札につきましては遊佐町条件付一般競争入札試行実施要綱に基づいて行っているものでありますて、あと指名競争入札も同じく指名競争入札に関する実施要綱に基づいて行っているものでありますて、それぞれ町の要綱に基づいて、その要綱の中で行って、指名業者選定審査会においてそれを審議し、実施しているものでございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） ありがとうございます。先ほど町長答弁の中にもございましたが、条件付一般競争入札は、工事500万円以上につきましてこの条件付一般競争入札ということになるとのご答弁をいただいたところでした。いろいろと庄内地区の市町村を見ていきますと、ある町におきましては5,000万円以上、遊佐町においては500万円以上ということで、町内の業者、恐らく数は限られているということになるのですが、この500万円以上と定められているというものは、この遊佐町条件付一般競争入札試行実施要綱の中に定められているとの解釈でよろしいのでしょうか、お聞きいたします。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 500万円以上工事というものは、遊佐町条件付一般競争入札試行実施要綱の中に定められているものでございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） ありがとうございます。それぞれの市町村によって価格が違うということは理解はできるのですが、これからいろいろと質問させていただきますけれども、その中でどういった対応がよろしいのかを改めて検討いただければと思います。

6月定例会、私の一般質問におきまして、不調、不落の際の対応についてお聞きをしたところでございました。令和6年度の不調は2件、不落は3件ということでございました。それぞれ不調、不落のその後、例えば実施設計の見直しや設計価格の見直し、どのような段階、経過を経て入札の2回目、3回目へと進むのかお聞きをいたします。これにつきましては、恐らく指名業者選定審査会に諮るということになろうかと思いますが、詳細をお聞きいたします。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

まず、令和6年度から申し上げたいと思います。令和6年度の事業につきましては、工事3事業ということで、うち2つの事業が、2事業が不落、不調2回、あと1事業が不落1回の後、落札となっておりまして、件数では不落3件、不調2件の計5件ということになっております。あと、入札区分としては、条件付一般競争入札2件、あと指名競争入札3件ということになっております。令和7年度について申し上げますけれども、9月の5日の時点ではございますけれども、事業としては工事4事業ということで、不落が蕨岡まちづくりセンター移転改修事業も含めて、事業がその1件ですけれども、1事業1件、あと不調が3事業、3件の計4件ということで、入札区分としては全て条件付一般競争入札ということになります。

す。なお、このうち2件は2回目の入札を行い、落札ということになっております。

まず、以上です。

議 長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） ありがとうございます。

質問の仕方を少し変えさせていただきますが、1回目の不落、不調があった後、町のほうとしての対応はどういった会議、どういった調査分析を経て2回目の入札にかかるのか、この過程をお聞きいたします。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

どういった過程を経て次に向かうのかというようなことでございましたけれども、全てそれぞれの担当課のほうにおいて、その工事内容だとか工期の関係だとか、全てそれぞれ分析しまして、その後、指名業者選定審査会の中でも協議して、それで方向づけると、決めるということで、そのような形で認識しております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） ありがとうございます。そうしますと、いろいろな分析結果を基に、最終的には指名業者選定審査会、こちらに最終的なその決定権といいますか、そういうものがあるということで理解をさせていただきました。

この指名業者選定審査会なのですけれども、町のほうのホームページで公開しております入札の結果につきましての情報を確認しますと、指名競争入札で入札が行われた事例ということになるのですが、その指名理由をいたしまして空欄のものと、選定要領第2条に基づきまして工事の金額に応じた等級に該当する者の中から、例えば土木Cランク、Dランクの業者を選定したと書いてあるものもございます。こういった判断も、先ほどご説明がありました指名業者選定審査会の判断ということになるのかと思うのですが、こちらにつきまして指名理由をつけるケース、つけないケースというのはどういったところの判断になるのでしょうか、お聞きいたします。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

入札結果につきましては、町のホームページ及び総務課窓口で様式の工事等入札及び契約状況表というのがございまして、それを用いて公表しております。議員のご質問でありました選定要領につきましては、この様式の指名理由欄に記載のあるものですが、この選定要領は町の建設工事等指名競争入札に係る指名業者、あと随意契約の場合は相手方となる事業者の選定について定めた遊佐町建設工事等請負業者選定要領というのがあるのですけれども、それのことになります。この要領の第2条で、指名業者選定審査会については、同種建設工事等の実績や地理的条件、社会貢献性等に留意し、入札参加登録簿に登録している事業者から適正かつ円滑に施工できる的確な業者を選定しなければならないと、いわゆる指名業者選定審査会でそのようにしなければならないということになっております。したがって、指名理由欄の表記については、この規程に基づいて審査会において審査して、特定のランクの事業者を選定、指名したことを意味しております。

また、指名選定理由に記載があるものとないものについてなわけですけれども、入札参加事業者を指名する指名競争入札方式での入札を行った場合、この欄に指名理由が記載されることになります。一般競争入札方式で行った場合については、事業者を指名していないために記載はなく、空欄となっているものでございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） ありがとうございます。工事の規模によりましては、先ほど申し上げましたとおり、その事業によってのランクは非常にその事業の完成度、品質ということで非常に重要だと私自身は理解しております。我々議会がチェック機能ではあるのですけれども、指名業者選定審査会の審議が非公開ということであるため、審議の過程が公平、公正、適正であるかの判断がつかないということがありましたので、まずは大まかな流れをお聞きしたところということでございます。

では、具体的に踏み込んだ質問をさせていただきます。令和6年度実績としまして、不調2件、不落が3件とお聞きをしたところですが、その後、落札されました事業もあるかと思います。先ほど令和7年度の例も説明いただきましたが、一例としまして蕨岡まちづくりセンター移転改修工事については、5月19日1回目不落、その後6月30日に2回目が行われ落札されたということになりますが、1回目の不落の情報が開示されていないようです。庄内地区のほかの自治体では、不落につきましても事業者名、入札価格を公開し、予定価格は落札後に公開としている自治体もございます。まず、この点につきまして、なぜ当町におきましては不落の際の入札価格、予定価格が開示されていないのかをお聞きいたします。

町のホームページで公開されております工事等入札及び契約状況では、入札の案件によりましては第1回目の入札価格、第2回目の入札価格、第3回目の入札価格、そして落札価格と公表されているものもございます。蕨岡まちづくりセンター移転改修工事につきましては、条件変更によるものだからなのか、公表されているケースとそうでないケースが発生している理由をお聞きいたします。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

まず、なぜ公表していないのかというご質問でございましたけれども、これまで本町では入札によって契約を締結した事案について、ホームページ、あと総務課の窓口で閲覧にて公表してきました。これは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第7条第2項に規定されている公共工事の契約を締結した場合の内容の公表義務に基づき行っているものでございます。よって、不調、不落によって契約が締結されなかった事案につきましてはこの中に含まれないため、問合せがあれば説明しておりますが、これまでホームページでの公表は行っておりませんでした。ほかの自治体では公表しているケースもあります。不落となった事案は、入札参加事業者も公表されることになりますので、事業者に配慮した上で公表が可能かも含めて改めて検討していきたいと考えております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） ありがとうございます。この点につきましては、これから質疑の中でもっと詳しくお話をさせていただきますが、やはり入札があって、不調、不落であったということではございますが、

中には1枚の資料の中で1回目、2回目、3回目と表示されているものもございますので、今後その点につきましてはぜひご検討をいただきたいなというふうに思っております。

6月30日に落札されました蕨岡まちづくりセンター移転改修工事では、落札価格が2億4,200万円、混乱しないようにこれから申し上げる価格は全て消費税抜きの価格で質問をさせていただきます。落札価格が2億4,200万円と、予定価格が2億4,459万1,000円となっております。既に落札されておりますので、具体的に5月19日の入札価格の範囲をお聞きいたします。大体どのぐらいの価格での入札だったのか、こちらにつきましては企画課にお聞きをいたします。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

今のご質問は、蕨岡まちづくりセンターの工事の関係の1回目のときの入札価格ということでしたよね。幅を持たせてということではありましたけれども、既に落札もしていただいておりますので、1回目の入札金額について、生の数字をお伝えしようかなと思っております。入札価格といたしましては、税別で2億9,000万円でございました。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。ただいまの答弁で蕨岡まちづくりセンター移転改修工事1回目の入札価格につきましては、2億9,000万円ということでお聞きをしたところでございました。

1回目につきましては、では不落を受けまして、例えば物価高騰による見直し、設計価格の精査等を行っていただいたというふうに理解をしておりますが、予定価格としましては大幅に上がったということになるのでしょうか。価格につきましてお話しできない部分につきましては、そのまま非公開ということでも結構なのですから、見直し変更があったその内容、お話しできる範囲内でお答えいただけますとありがとうございます。こちらにつきましては企画課になりますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えさせていただきます。

1回目の不落を受けまして、その後、当然見直し等したわけでございますけれども、その内容となりますが、1回目の入札価格と予定価格の差があまりにも大きかったということをございまして、一番最初に私も疑いましたのが桁間違いとか、そういったことがないのかなといったところが心配になりましたので、その辺の確認からさせていただきました。その後、再度設計業者さんからも細かいところを見ていただいたわけですけれども、その際に見つかった部分等もありまして、そういったものを新たに設計のほうに反映させていただいたということになります。その中で3つほど見直しした点がございました。原材料価格に関しまして、入札時点のものに再度確認をして変更しておりますというのが1点。あとは1回目の入札の際にも質問事項で指摘があった点がございまして、それがどこかと申しますとキュービクルの増設の部分の基礎の工事費ですか、それにかかる左官費用、そういったものが漏れていたというようなご指摘もありましたので、そちらを加えさせていただきました。

あとは工期の件になります。1回目の入札の際には、工期を8か月半、8.5か月ということで設定をして入札に付したわけですけれども、工期を再度検討いたしますとやはりぎりぎりだなということもござ

いましたので、3月末までの工期ということで、9か月ということで延長して見直しをさせていただいたということになっております。

見直し内容といたしましては以上となります。

議 長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） ありがとうございます。そうしますと、第1回目の入札価格としましては2億9,000万円、見直しをいただいた点といたしましては、3か所と言いますでしょうか、3つ。変更点が1つ、2つ目としましてはキュービクルの基礎工事等の追加、それから工期の見直しということでお聞きをしたところでございました。

町長答弁によりますと、当初1回目は条件付一般競争入札で、町内に本店を置くBランクの事業者、不落を受けまして見直しの結果、条件の変更として酒田管内でAランクを条件に加えた入札と、この結果、町内事業者が落札したものということでお聞きをしたところでございました。先ほど申し上げましたが、当初の入札価格2億9,000万円、見直しをしていただいたということだとすると、恐らく当初の予定価格よりは上がっているのだろうなというふうな理解になるのですけれども、結果的に落札価格、2回目の落札価格としては2億4,200万円ということで、非常に大きく落札価格が下がっているというふうに私としては見えます。この入札価格、落札価格の乖離について、所管の課長としてはどのようにお考えか、企画課のほうにお聞きをいたします。

議 長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えしたいと思います。

乖離についてどう考えるかということではありますけれども、様々要因があるのだと思うのですが、その部分についてはこちらでは知り得ないところでありますので、業者さん、事業者さん側でいろいろ検討していただいて、何とか落札をしていただいたと思っておりますので、その点についてはこちらでは特にコメントございません。

議 長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） ありがとうございます。価格のほうの変更は、事業者さんが行っていたいたしたことになりますので、これは事業者さんでないと分からぬということは理解をいたしました。ただ、条件をこのように見直すことによって入札価格は大幅に変わるのだなということを私自身は今回理解をしたところでございました。

昨年の5月25日の大雨災害の復旧が現在各地域で行われてます。入札の不調、不落の原因につきましては、予定価格の問題だけでなく、例えば復旧作業の繁忙で時期的なもの、これであったりとか、いろいろな理由が考えられます。予定価格の見直しだけでなく、ほかの要因も加味した上で判断するべきだというふうに私自身は考えますが、指名業者選定審査会、会長になられます副町長のお考えをお聞きしたいと思います。物価高騰の影響で全国的に発生している入札の不調、不落ですが、予定価格の見直しを含めまして、今回指名業者の範囲を広げていただいたことは執行部のご英断だったと私自身はありがたく思っております。この点につきまして、お話しできる範囲で結構ですので、指名業者選定審査会の会長の副町長に今後の進め方を含めまして、どのようなお考え方なのかをお聞きしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 高橋副町長。

副町長（高橋 務君） お答えをいたします。

これまでもそうであったように、入札につきましては町内事業者の受注機会の確保をまず第一に考えて実施をしてきたというふうなことでございます。今後もそれについては変わらないというふうなことでありまして、今回の蕨岡のまちづくりセンターの移転改築に関しては、そのときの状況で判断をしたというふうなことでございます。

議 長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） ここで1つお聞きしたいのですが、全体的なことになりますので、恐らく総務課にお聞きする形になるのでしょうか。不調、不落によりまして、2回目、3回目入札に地理的要件としまして遊佐町外、例えば酒田管内業者を条件に加えて2回目、3回目の入札等進んだ実績は令和5年度、令和6年度におきましてありましたでしょうか、お聞きをいたします。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） まず、地域的条件でそういうふうに加えたと、酒田管内の業者を加えたということで、記憶の範囲になるわけなのですけれども、なかつたものと認識しております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） ありがとうございます。結果論ではあるのですけれども、落札価格を抑えることができたというのは、やはり今回の執行部のご英断であったというふうに私自身は感じております。私も議員になりました2年と少しですが、当初から財源が厳しいとの声は聞いておりました。限られた財源を有効に使うこと、これが町民にとっての利益であるというふうに私は理解をしております。今後も過去の先例にとらわれることなく執行部のご英断を期待したいと思います。

間もなく新道の駅建設に向けての事業が佳境に入ってまいります。令和7年8月実施設計完了時点としまして、町は概算事業費を33億4,000万円と公表しております。うち建築工事費につきましては22億2,900万円としております。今後、大きな事業としての入札を控える中、壇上での質問でもお聞きをしましたが、入札形式は多種多様にあります。一般競争入札、指名競争入札、条件付一般競争入札、発注に関しましても一括発注方式、分離発注方式、条件につきましても地理的条件、経理事項審査を基にしました格付、等級に関する品質に関する要件などいろいろな組合せが想定されます。これまでの町の入札条件を確認してみると、一括発注方式がほとんどのようですが、事業の規模によりましては元請事業者が外注に出さざるを得ないことを鑑みますと、町民の利益のため、ほかの入札方式の検討の余地はあると考えます。新道の駅入札に関しましては、これからということもありますので、ここであえて答弁は求めませんが、一般的な公共事業入札につきましては、先ほども申し上げましたJVジョイントベンチャー方式を含めて分離発注など、今後状況に応じまして検討の余地はあると考えますが、現時点でこれから入札に対しましての町長のお考えをお聞きいたします。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 今野議員の質問に答弁させていただきます。

たくさんの入札方式、様々な仕組み、それらを全て遊佐町のためにどれが一番いいのかをこれからもしっかりと検討させていただきます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） ありがとうございます。先ほども申し上げましたが、入札の方式につきましてはそれぞれメリット、デメリットいろいろございます。ただ、これまでにお聞きしましたとおり、一般条件付入札、それから指名競争入札、これが今までほとんどということでお聞きをしてきていたところでございました。ただ、何度も申し上げるようですが、事業の規模、これから予定されております新道の駅本体工事、こういった大きな事業につきましては、やはりリスク管理も非常に重要であるということも踏まえまして、今後いろいろな検討を進めていただければというふうに思っております。今後行われる予定のこの新道の駅の本体工事入札、これを含めまして、まずは町が発注する公共事業入札においては、公平、公正、適正が求められるものであると理解をしております。事業規模、事業内容によっては、これまでにやっていない町の柔軟な対応を期待したいと思っております。また、財源が厳しいということでお話もございました。入札価格を極力抑えていただくための検討も忘れずにお願いをしたいというふうに思っております。

新道の駅に関しましては、町民の期待も非常に大きいところではございますが、6月現在、全国で1,230か所もの登録がある中で、ほかの道の駅とどのようにすみ分けをしていくのか。これは建設に当たってもそうです。ソフトの面についてもそうです。遊佐町の特色をどのように発信していくのか。道の駅の運営についても、町民に対しての情報の提供が不足していると現時点では考えております。今回の定例会は、公共事業入札の考え方ということでお聞きをいたしました。新道の駅の今後の計画、指定管理の事業計画、それから遊佐町総合交流促進施設の関わり方、ふらっとの跡地の整備、利活用、こういったものにつきましては改めて次回定例会におきまして一般質問をさせていただきたいと思います。

以上で私の遊佐町における公共工事入札の考え方につきましての一般質問を終了いたします。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） るる様なご提案や町への激励ありがとうございました。

1つだけ、P A Tの町民の方への広報の仕方については、当局といたしましては様々な会合または広報など説明をさせていただいておりました。もし何か不足な点があれば、またご提案いただければと思います。よろしくお願ひします。

議 長（高橋冠治君） これにて4番、今野博義議員の一般質問は終わります。

7 番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） 7番、那須正幸議員です。おはようございます。私のほうからも一般質問をさせていただきます。

毎日暑い暑いと言っていましたが、一雨ごとに涼しさを感じるようになり、気づけば9月の半ば、今年も残り3か月となりました。振り返れば今年は高温化と異常気象で雨が少なく、農作物の出来が悪く、野菜や果物の中には、スーパーなどに行っても価格の高騰で買うのをちゅうちょしてしまうほどではなかったでしょうか。続く暑さで、米の出来はどうなのだろうという声も聞こえる中ではありましたが、遊佐町は鳥海山の恵みのおかげで、見渡せば豊かに実をつけ、重みで稲穂が垂れている様子が見られ、当町でも稻刈りの時期となりました。

今回は、その農業について質問させていただきます。町はこれまでチャレンジファーム事業補助金制度を行い、将来の遊佐町農林水産業の担い手の育成と定住人口の増加を図るための事業を行ってきました。しかしここ数年、遊佐町はもとより、全国的に農業者の従事者の減少に悩まされており、さらには令和の米問題として、国内における米不足や不安定な価格問題、また高齢化による農業離れや異常気象の影響を受け、高温化による雨不足での作物や野菜など収穫不足に悩まされ、農業関係者にとっては今後の生計を立てるまでの問題が多く発生しております。農業といえば、以前私たちの年代では、家業としての側面が強く、長男は家業である農業を継承するといった習慣がありましたが、今の時代ではそこも大きく変化しています。しかしながら、中には子供の頃から農業を身近に感じていて、農家としての道を選ぶ方もいらっしゃいますが、多くの方は会社員として外で働きながら農業をするといった兼業農家がほとんどであると思われます。これまで町では、町の基幹産業でもある農業後継者の担い手と育成を進めるため、新規就農者を増やすための事業として、チャレンジファーム事業補助金制度の事業を行い、それなりの成果はあったものを感じていますが、今回さらに内容を拡大し、5月に行われた町政座談会においても、令和7年度の主要施策として、産業振興の充実の中に、所得の向上と後継者育成を図るため、新規就農サポート事業を新たに重要事業と掲げ、説明をしております。

事業内容を改めて見ると、新たなサポート事業は8項目あり、中でもこれまでのサポート事業に5つの新規事業が加わりました。その中で注目するのが、座談会でも説明があった親元等独立就農者支援事業であります。文字どおり親元就農とは、農業を営む実家の家業を継ぐ形で農業に従事することで、新規就農とは異なり、親元で地域に根差した農業や経営の知識と栽培技術の継承ができるに加え、初期投資の負担軽減や地域とのつながりなど、これまで親が築いてくれた地域コミュニティーとのつながりといったメリットも大きなメリットではないでしょうか。農業も近年は変わり始めています。これまでの形とは違い、新しい農業ビジネスモデルやスマート農業技術を取り入れた親元就農をする後継者も増えてきています。これまでの事業に比べサポートがどう変わったのか、また国や県の事業補助金のサポートと町単独事業のサポートとの違いなど、多岐にわたり幅広い周知がさらに必要と考えます。町は、新規就農者をどう増やすのか、地域農業の盛り上がりをかけての今後の町の取組について伺います。

以上、壇上からの質問といたします。よろしくお願ひいたします。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） それでは、7番、那須正幸議員のご質問に答弁させていただきます。

まず初めに、本町の基幹産業である農業において、農業だけの課題ではありませんが、後継者、担い手の確保は、最重要課題と認識しております。昨年度まで、農業研修生や新規就農者に対する町独自の支援としましては、農業研修生に対する住宅、生活支援を基本とした遊佐町チャレンジファーム事業と新規就農者が農業機械等を購入する際、また農業経営に必要な免許、資格等を補助する遊佐町青年等新規就農支援事業の2つの事業で支援してきたところです。

そして、今年度からですが、農業者の確保、育成及び定着をより一層充実させるために、これら2つに事業を統合、これまでの支援メニューに加え、正職員として農業従事者を雇用した農業法人への支援、親元での独立就農への支援を新たに創設し、遊佐町新規就農サポート支援事業としてスタートしたものであります。この遊佐町新規就農サポート事業のメニューは、全部で8項目を設けておりますが、議員ご質問

の親元等独立就農者支援事業について少し詳しくご説明申し上げます。

まず、国的新規就農者への支援としましては、新規就農者育成総合対策事業で、年間最大150万円を就農前の準備費用として最長2年間交付する就農準備資金、就農後の経営支援として最長3年間交付する経営開始資金と、合わせて最長5年間交付するという制度があり、基本的にはこちらの該当になります。

今回、町が新設しました親元等独立就農者支援事業につきましては、対象は、国的新規就農者補助事業の該当にならない農業経営の継承を受けた50歳未満の後継者に対する支援であり、1回限りではありますが、100万円を補助するというものです。農業経営開始年度から3年を経過しないなど、そのほか要件はありますが、近隣市町でも類似の制度はない新規メニューとなります。これまで、この事業には1件相談がありましたが、残念ながら要件に合致しませんでした。本制度を有効に活用していただくために、対象となると思われる方について、今後アプローチをしていきたいと思っておりますし、国や県の事業と比較検討しながら、新規就農を目指す方にとって、より有利な支援を行っていきたいと思っております。

なお、8月末現在では、就農研修生生活支援事業、就農研修生住宅支援事業、就農研修生受入支援事業、就農雇用支援事業において、それぞれ各1件の申請があり、農業用機械整備等支援事業について、1件の相談を受けています。引き続き、本事業の周知に努めるとともに、今後も関係者の皆様からご意見を伺いながら、どういう支援があれば新規就農につながるのか、また後継者として就農、従事いただけるのかを検討を進め、後継者、担い手の確保に努めていきたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。詳細につきましては、所管の課長をして答弁いたさせますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） 町長、答弁ありがとうございました。それでは、自席のほうから再度質問をさせていただきます。

議員の方、この中にも、そして役場職員の中にも農業に従事されている方がおられまして、その方々には、さきにはこういった補助金制度の仕組みはもう全てご存じかと思われますが、私は農業をやっておりません。議員の中にも農家でない方々もいらっしゃいます。改めてその中で、現在の農業がどのくらい例えばお金がかかるのかとか、新規就農に関してのメリット、デメリットとか、そういうところがやはり従事していない者にとっては分からぬといふところがありましたので、町政座談会に参加をさせていただいた中で、町の重要施策ということで課長のほうからも説明がありましたが、詳しい内容はそのときはなかったかなと思いました。改めて農業後継者ということを考えますと、何で今まで親元就農がなかったかなどという、町長が替わられて、町長の発想もいろいろあったのかと思いますが、とても本来であればこれが形としては、就農を増やす形としては本来であれば一番適している形ではなかったかなと思いました。ぜひ、ちょうど稻刈りの時期ではあります。農家の皆さんも忙しい時期ではありますが、私としては遊佐米のファンとして、また引き続きおいしい遊佐のお米を食べたいという気持ちも込めて一般質問をして、もっと周知したいなという気持ちがありましたので、今回一般質問とさせていただいたところでありますので、よろしくご答弁のほうをお願いを申し上げたいと思います。

まず初めに、農業後継者になるには2つの方法があると調べさせていただきました。1つは、親族内継承ということあります。もう一つは、新規就農を含めた第三者継承の2つがあるということを承知いた

しましたところであります。その中で、今回のこの親元就農に関して、メリットって何だろうなと考えたところであります。新規就農となりますと、農業にどれぐらいお金がかかるのかというところであります。が、国の補助金、また町の補助金に関しては、後ほど所管の課長にお聞きしますけれども、ちょっと調べさせていただきました。全国新規就農相談センターというところがありまして、令和3年度の調査です。一部抜粋をさせていただきました。お米はないのですけれども、露地野菜、土地を育む必要経費として431万円くらいはかかるのだという、そして自己資金が238万円ということで、ここで差額が193万円ほど出ています。改めて1人の生活資金を考えますと、大体150万円くらいの生活資金がかかるのか、いや、これは多分安く見ているのかなと思いますが、1年目の農産物の売上高を見てみると大体227万円という形で、やはりかかる経費が大きく私としては感じたところであります。施設野菜に関しては、そのほかに施設費がかかりますので、1,000万円を超えるほどのビニールハウス等、補助金もあるのかと思いますが、冷蔵庫等なども含めますと、かなりの持ち出し基金、借入れ基金が必要になってくるという、そんなところの情報も調べさせていただいたところであります。

話に戻りますけれども、今回遊佐町では親元等独立就農支援事業という新しい、先ほど町長も答弁の中で、ほかにない新しい事業ということで声も高らかになったかなと思っておりますが、やはりもっともっと広めていただきたい、農業従事者をぜひ増やしていただきたいなと思ったところであります。その中で、課長にお聞きしますけれども、国的新規就農者育成総合対策事業の内容と今回の町の単独の事業、親元等独立就農支援事業、このまず違いをちょっとお聞きしたいと思いますので、ご答弁お願いいたします。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

町長答弁でご説明をさせていただきました国の補助制度、新規就農者育成総合対策事業の該当者でありますけれども、国の制度の該当者につきましては自らが1つの経営体、経営者となる必要があるということであります。現在は、この補助制度を使って、町内の方では移住者の方が多いのですが、中には親元で就農したという方も該当している方もいらっしゃいます。そういう方は、例えば稻作は親が経営をすると、自らは新たに園芸作物に取り組むなどということで、新規作物の導入ですとか新技術の導入、独立した経営部門をつくることの新しい取組が必要となるというのが国の制度ということになります。今回、町で新設した親元就農の考え方でありますけれども、例えばお勤めになっていて、会社を退職して親と共に農業に取り組むと、そうやって後継者として経営を引き継ぐといったケースを想定していることがあります。国の補助制度に該当しない農業経営者の方にいかに使用するかということをこれまで課内では検討してきたわけですけれども、そういうことを念頭に置きながら今年度新たにメニューをつくらせていただいたということであります。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） 内容ご説明ありがとうございました。今の中で1つちょっと気になったところが、国のこの事業に関しては例えば親元で就農する場合は、今までやってきた農業と違う種類の農業をしないと該当しないというところです。私たちからしてみれば、親元で新しくやれるのであれば、その継承ということも含めて該当するのかなと思ったところもあったので、改めてそこは違うという形であるというこ

とです。であれば、やはりこの国の補助金を利用して親元就農しても、その施設等、機械等の新しい設備費用が必要になってくるという理解でよろしいのでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

全て、機械等全て新しいものをそろえてくださいというような、そこまでの条件ではありません。当然親元であれば、親と一緒に水稻なんかもやりながら、ただご自分は新たな作物に取り組まなければならぬいと。本人も経営者とならなければならない。例えば確定申告とかの場合であれば、これまで農業経営、農業所得を親が申告をしていると、それはそのままということになりますが、ご自分も園芸作物等を栽培をして、自分もいわゆる農業所得で経営主として申告をすると、そのようなイメージということありますので、全てにおいて当然親元就農でありますので、もともと農家のお宅であるわけですので、ある機械は当然使っていただいているわけでありますので、考え方としてはそういう考え方というふうになると思います。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） 事業体としては、では親元就農でも親とまた違った事業体という形になるという理解ですね。ありがとうございます。

先ほど町長答弁の中で、国この支援に該当できなかった方のために、今回は新しく町でも支援をしていきたいということで、100万円の親元就農支援ということありますが、この国の支援に今まで該当できなかった方というのは大体どのくらいの率というか、方がおられて、またプライベートなこともあるのでしょうかけれども、何が原因で通らなかつたのかなというところも、もしお聞きできればと思いますが、お願いいたします。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

これまでといいますか、通常であれば親元で就農するというのは、当然親と一緒にこれまでの経営を全てと一緒にやる、単純に一緒にやることであったかと思いますので、そういう方については該当にはならないと。ただ、これまでいろいろな新規就農の方、親元就農の方も、町のほうにはいろんな国の制度、県の制度、国だけではなく県の単独の補助制度もいろんなメニュー、新規就農者につきましては県でも準備しておりますので、そういうものに該当になるものについては、やはり少額であってもそういう事業をお勧めしたりとか、結果従事する方がやはりそのどこにも該当しないということであって、全く該当しないというケースは、それは何件かあったかと思いますが、数ははつきり把握しておりません。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） その中で、今回のこの1つに絞って伺いますと、国の支援事業の補助金、例えば今回は遊佐町は1年以上3年未満という形での内規があるようですがれども、同じ内容で新規就農者が国からの補助金をいただける金額というのは大体どのくらいの金額をいただけるのでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君）　　ただいまのご質問は、国の補助金がどのくらいかと。

（何事か声あり）

産業課長（太田智光君）　　先ほど町長答弁の中でご説明をさせていただきました。国的基本的に新規就農の方について、まず町のほうでご紹介するのは、町長答弁のところにありました総合対策の事業で、経営開始前に2年間、経営開始後3年間、いわゆる準備期間2年間、就農後3年間、最大で5年間、150万円、年間150万円を交付するというのが現在国の制度では一番優位な補助制度ということになっております。

以上であります。

議長（高橋冠治君）　　7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君）　　ありがとうございます。準備期間2年間で150万円、そして3年間で150万円の5年間で大体750万円マックスという形での新規サポートということで、このほかにいろいろ、また機械とかいろいろな補助金があるという形で、そのような認識であるかなと思っております。この申請内容を見ると、またほかの国や県の内容も見ますと、年齢制限が50歳という形等あって、今の農家の皆さんにとって50歳はとても若い年代ではないかなと思っています。反対に今回、親元就農ということで地元から離れてほかの地域で暮らされた方々、都会で暮らされた方々が家族を持って、また子供たちも増えて、定年で、そろそろおやじも弱くなったので、実家に戻って農業を継ごうかなという年齢になるというところは大体60歳くらいかなと思うので、この50歳という定義というのはどういったところから来ているのかお聞きしたいと思います。

議長（高橋冠治君）　　太田産業課長。

産業課長（太田智光君）　　お答えいたします。

今回の町の制度の親元就農の対象年齢、50歳未満ということにさせていただいております。この50歳未満というのは、町として特に根拠はないのですが、今回初めて補助制度を制度化するに当たりまして、予算の関係もございますので、いきなり大風呂敷を広げるというふうにやはりなりませんので、まずは先ほどご説明申し上げました国の補助制度等に合わせて、要件を合わせて年齢設定をしたというところであります。なお、県の補助メニューの中では、別のメニューでありますけれども、県単のメニューで営農開始時の年齢が50歳以上65歳未満を対象にして営農経費の一部を助成すると、年間最大60万円、3年以内交付するというような制度も一応制度としてはあるようになります。

以上であります。

議長（高橋冠治君）　　7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君）　　ありがとうございます。特に町としては、内容としてはそんなに根拠はないというお話を伺いました。私たちから見ると、どうしても、私も年金をもらうような年になってきた頃に、なかなか体も思うように動かなくなってくるのかなというところもありまして、やはり継ぐのであれば50歳、一番波の乗った頃に農業に従事するのが一番体的にも動くのかなという理解もさせていただいたところでありますけれども、やはりこれまで親元から離れて、家族と一緒に実家に戻り家業を継ぐという、親元就農でありますけれども、同居であっても生計は別となるわけあります。親元就農で初期投資というのは、まずそんなに新規とは違つてかからない。ただ、そのほかに生活費というものがかかるべきです。自分の親であっても、やはりある程度の年を重ねても、やっぱり親にお父さん出してくれと、子供お金かか

るから出してくれと、そんなことはなかなかできないのかなと思っておりまして、子供の教育費や、また遊佐町であると冬期間の仕事、農業に従事しても冬期間の仕事探しが必要になってくる。となると、所得の心配がやはり一番メリット、デメリットの中にも入ってくるのかなと思っております。少しの蓄えはあっても、リスクがとても大きいのではないかなと私としては感じたところでありまして、本当にその100万円の補助金で足りるのかどうか。ここは100万円もらえばありがたいという方々もいらっしゃいますけれども、実際私考えても、やはり1年、2年目というのはかなりのリスクがあるのかなと、親元就農でもありますので、やはりそういったところはもう少し金額的にも、予算的に補助的な形でもあってもよかったですのかなと思っているところであります。本日は農業委員長もいらっしゃいますので、実際農家もされておりまして、またご自身も多分お子さんもいらっしゃって、そういった年代に入ってくるのかなと思っております。やはりその農業に詳しい農業委員長から、現在の親元就農に対する意見や、ご参考になるご意見をいただければありがたいと思っておりますので、ぜひお願ひしたいと思っております。お願ひします。

議 長（高橋冠治君） 佐藤農業委員会会長。

農業委員会会長（佐藤 充君） もっと費用に対する考え方ってありますけれども、その前に親元を離れていたこともありますので、20年前は、今お米のほうが1俵2万円となっております。昨年は2万4,000円ぐらいになったということありますけれども、20年前からこの経緯を申しますと、例えば平成26年あたりは1俵8,000円とかなって、2万円からずっと下がってきて、やっと去年あたりからお米が足りないということで備蓄米も始まりましたけれども、2万4,000円ぐらいになっております。農業委員会というか、農業の方も1俵2万円というのが目標ありまして、その価格があれば結構残ったのかなとありますけれども、参考までに今年は、新聞にもありますけれども、山形県で2万8,000円という感じで、そうしますと3町歩あれば800万円の契約になりますか。というふうにやっぱり収入があればと思いました。新規就農者に関しては、農家の方に作業行ってお金もらえばいいのですけれども、親元就農としますと、農業委員会を通して親の土地を借りて、農業委員会がその子供に土地を渡して、貸して、確定申告を別にやることであります。そうしますと、親のほうも土地を貸しますので若干減ります。頑張ろうということで親元ですればいいのですけれども、150万円という数字あります。今年の7月、農水省のほうに行って、ちょうど選挙なので、担当の方、ちょっといませんですけれども、農水省の関係の中で親元就農の中で150万円というやつは少ないのではないかという質問をしましたら、予算はないのですという言い方をされました。そうですかって、ではもっと狭く、150万円でなくて狭めてもっと上げたほうがいいのではないかですかと言ったら、そうですかという考えでいましたけれども、国のほうで予算が100億円くらいについておりました。今年に関しては、70億円ぐらいが予算をついたということありますので、そうしますと177億円って2倍って言わないですけれども、そうしますと今150万円という数字ありましたけれども、2倍になりますと300万円。そうしますと、2倍ないのですけれども、ではせめて250万円とか、そういう数字もあつたらいいのではないかと思いますので、そうやって少しでも考えてできればいいかなと思っております。

今度、自分の子供が例えば帰ってくればいいかなと思うのですけれども、ただやはり収入のこともあります。例えば自分の子供が都会に行って500万円もらったとします。こっちのほうで支援して500万円やれますか。やれません。ですから、ある程度は、250万円とかあればいいと思うのですけれども、自分の子供

に、各親もそうでありますけれども、自分、農家してくださいということは、はつきり言って今までが安かったから言えません。ですので、できればではないのですけれども、行政からアンケートをやって、事情はこれこれこうですよって、これからこうなりますよとかやって、自分から子供には言えませんから、そのアンケート取って、こういう事情ですから、将来どう考えますかとか、どのようにして帰ってこれますかとか、収入はどれくらい欲しいですかとか、そんなアンケートがあって、子供が帰ってこれるような状況があれば一番いいのかなって。過去には、10年前も農家やれと来て、ただ米が安いものですから、もう市内で就職したという経緯もありますので、やはり自ら子供が、ではやってみようかなというような方向があれば、そのためにはまずアンケートやって、今パソコンできますので、その話を聞いて、また送つて、どうなのかなって。

今は、大体1俵が2万8,000円ぐらいというのを決めました。そうしますと、これが来年度2万8,000円になるかってなくて、今国のはうが増産をしますって。増産をしましたら、今度また減る方向にあるのではないかというのが、生産者としてはちょっと不安なところあります。ただ、生産者としては、まず2万円の確保というのが進めてほしいなというのが前々から言っていますので、極端に3万円とか、開発米のほうは3万5,000円になりました。それでいいのかって。高いのではないかと思うのですけれども、将来を考えるとそういうふうに決めたという開発米のほうもありますので、それがいいのか悪いのか。消費者のほうも、やはり安ければいいと思うので、ある程度は高くてもいいのですけれども、高過ぎると今度売れないとなりますので、親元就農の中でもその辺の継承をして頑張ってもらえばいいのかなと思っておりますけれども、取りあえずは戻ってくれるような格好で、親元で仕事できるような格好をつくってもらえばありがたいなと思っております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） 農業委員長、ありがとうございました。今、お話の中でお米の価格が出てまいりました。今年は山形県では2万8,000円ということで、かなりの増額になったのかなと思っております。開発米に関しては3万5,000円ということで、今まで2万円前後だったものが8,000円の増額で、やはり農家の方々にとっては、今年度の生計の見立てができるという、そんなことが今お話がありましたけれども、これやはり親元就農でも、今お話を伺った中では、親の土地を農業委員会に貸して、農業委員会が子供に貸すという、そういう仕組みになるということで、確定申告は別になるというふうな内容ということで理解をいたしました。

私も子を持つ親として、親の言うことを子供に聞けと話をしても、今の子供たちはなかなか自分の意思もしつかりしていますので、なかなか難しいかなと。ましてや、今現在の農家の皆さんを見てみても、先の生活の安定性を考えた中で、農業を継いでくれと、今委員長が言ったように話をすることはなかなかできないというふうな事情も今伺ったところであります。

その中で、農業委員長からは、周りの方々から、行政も含めて2代目のいる農家の方々を通して、お子さんたちからアンケートを取ってもらいたいなど、そういった、内容的には幾らぐらいに、何歳くらいになつたら農業をやりますか、やらないですかとか、そういったところでアンケートの内容としては、中には、多分都会にいる方々、50歳を境にして、今世界情勢も変わってきておりますので、実家に戻つて農業を

やろうかなというふうに考えている2代目の、3代目の方々もいるのではないかなと思っています。ただ、そのタイミングに関して、なかなか家に帰ればおやじも元気だし、まだおやじ一人でやれるしというふうなこともあるって、なかなか子供からも声を出せないような、そんな状況もあるのではないかなと思っております。今、委員長からもお話をありましたが、例えば町でそういった方、お子様たち、2代目の方々に例えばアンケートを取ってみるという、そういう手法は可能なものかどうか、課長、ちょっとお願ひしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） 現実的にアンケートを取るということは、可能と言えば可能なのかとは思います。対象をどう絞るかとか、いろいろそこに労力はかなりかかるのかと思いますが、農業委員会会長からは以前からもそういうお話をいただいていたところもありますので、ちょっと内部で検討させていただきたいかなと思っています。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） 最近は、そういったアンケートも含めますけれども、いろいろと調べますとAIという言葉でいろいろな参考になる言葉が出てきます。ちなみに、若者が農家にならない理由としていうふうな形で開きますと、AI検索が出てきます。その中に、安定した収入の保障がないことが1番目挙がってきました。初期費用が高額であることが2番目。そして、労働環境が厳しいことが3番目に挙がってきます。それは長時間労働、野外作業による体力的負担、自然環境の影響というふうに挙がってきます。自然環境と言えば、こちらはやはり冬がありますので、なかなかそういったところは厳しいのかなと思っています。そして、都市部の生活やほかの仕事と比較した際の魅力不足が挙げられるというふうなことがAIの検索では挙がってきます。ただ1つ、今全国的に増えているのが、若い方と女性の就農者が増えています。そんなことも含めて、例えば農家の長男だけでなく、農家の長女、次の方々も、やはり小さい頃から家業を見ていれば、そのなりわいというのは分かるわけなので、そういったところも含めて、もしアンケート調査とかもできるようであれば、親元就農に関して、課長は何名くらいの申込者を望んでいるのか。今までどおりの1名であれば、今までどおりのチャレンジファーム事業でいいのかと私は思っておりましたので、やはり町長も新しい町単独で100万円出すのだというお話をありました。まず、ぜひそういうといったところの心意気をお聞きしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

新規就農というところでいうと、まずは移住者の方、農業をやりたいという声もよく聞いているところであります。現実、これまで本町におきましても、移住者の方で就農されているという方もいらっしゃった事実もありますし、帰って戻ってしまったという事実もありますし、今後、担い手後継者というところのやはり課題の対策としては、今議員おっしゃられるようなところでいうところのやはり農家のお子さんたちが、今地元で頑張っておられる年代のお子さんたちが、帰ってきて農家を継がれるというのが一番やはり可能性としては高いのかな、高いといいますか、それで確保していくということはあるのかなというふうに思ってはいるところであります。

担い手と言われる方々が各地区いらっしゃいますが、非常に厳しい、もう人数が少ないというところで、農家の今の若手の皆さんからはいろいろな要望も受けているところがあります。今後、昨年度、地域計画の作成ということで話し合いという場を設けたわけですけれども、多くの参加した、あまり多くの人数が参加いただけていなかったところではありますが、70代あたりの年代の方々は「10年後だのら知らね」と、あと「俺駄目になったら、あと終わるのだ」と簡単にそう言っていますが、その方々、自分ではその先は全く考えていないくて、あとは他は知らないというような声がやはり多いという現状の中で、数少ない担い手の方々に全て担わせるというのは多分無理だということもあると、やはり都会、いわゆる今遊佐から離れて生活をしている方がいかに農家の方に戻ってきてやっていたらかというのを本当に一番重要視するところかなというふうに思いますと、いわゆるこの町の今年度の新しい補助金ですが、対象年齢を上げるですか、補助金額をもう少し増やしたいというふうには、そういうところからまず始めなければなというふうには個人的には思っているところであります。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） 今所管の課長のほうからもお話を伺いました。地域的には法人化になつたり、やはりそういったところで一生懸命営んでいる方々もいらっしゃいますが、中山間部に関しましてはかなりやはりこれから減っていく可能性もあるのかなと見ております。中で、やはり農業委員長のほうからもお話をありました。もう100万円では足りないのではないかと。今、課長のほうからも、さらに補助金の増額ができるようにというお話をましたが、昨日から一般質問を聞いておりますと、財政がないという、そんな中での一般質問も多かったようありますけれども、今の話を聞いて財政係の総務課長、いかがでしょうか。遊佐町のこれからの農業の未来をかけて、例えばもう少し増額すれば、全国的にもやっていい事業なので、遊佐町はすごいのだと、農業に関しては一生懸命応援して、ほかの地域からもやはり新規農業者を増やすような形でもう少し頑張っていただくようなことはできないものかと思っておりますが、総務課長、いかがでしょうか。通告しておりません。申し訳ありません。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 今突然のように振られて、ちょっと今考えておりますけれども、まず農業というのは、衣食住で言えば食の部分を担うところであると思いますし、大変やっぱり重要ななもので、絶対なくせないものだというふうに私は認識しております。第1次産業人口も、これ漁業者も含めてなのだと思いますけれども、今遊佐町では十数%なのだと思います。それでも遊佐町においては基幹産業ということでなっているわけなので、まず予算的な部分も含めて、後継者育成、あと親元就農も含めて、今後最重要課題ということで検討していく必要があるのかなと考えております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） 課長、ありがとうございました。最初のほうはちょっとごもごして声が聞こえませんでした。ありがとうございました。

農業に限らず、やはり後継者不足というのは、遊佐町の商店街に関してもそうだと思うのです。やはりといったところで、これから町づくりに関しては、人口の減少が思ったより早く進むというふうに考

えています。やはり農業をやるにしても、機械ではなくて人間、人がやっているものでありますから、いつ病気にかかったり、体調が悪くなったりすることもあるかなと思っています。やはりこれから例えば10年、20年を考えて、農業をどうにかしていこうという時代では今はないとおもいます。やはり1年間、これからせっかくこの新しい制度をつくったのであれば、この制度に関して1年間、所管を挙げて、まず1回やってみよう。どのくらいの結果が出るのか出ない、そこはちょっとやってみないと分かりませんが、まず1回やってみよう。集中して、2人でも3人でも親元に戻ってこられる、そんな機会が持たれる方が増えれば、これはもう御の字だと思います。そういったことを見据えて、総務課長にはやはり予算の増額もあるのかなというふうに思っておりますので、そういったところから始めていただくことも大切かなと思っております。

私としては、やはり農業関係者以外にもこういった周知をぜひしてもらいたい。2代目、3代目の方々、今若い方も農業に就く方が増えていますので、若い方、そして女性も含めて、そういった後継者の方々に、先ほど委員長から提案がありましたアンケートを、もし少し時間がかかるかも結構です。やってみないことにその結果も分からないです。もうただ待っているだけでは、私やりますって来ないので、やっぱりそういったアクションを起こして周知することも、やはり事業の内容を知っていただかくということが大切なと思っています。やっぱりそういったところをぜひ進めていただければなと思っております。農業委員長、いかがでしょうか。お願いします。

議長（高橋冠治君） 佐藤農業委員会会长。

農業委員会会长（佐藤充君） アンケート、課長にお願いしまして、アンケートはいいのですけれども、先ほど課長からも地域計画ってありました。この地域計画で、事務局のほうで大変苦労をしたわけであります。かなり忙しくて頑張ってきました。4月で、3月いっぱいまでかして、農水省に出しました。今アンケートあったのは、自分の子供に対しては、いずれ必要かなと思って、情報が、新規就農者の名前とかも多分分からないと思います。ですので、それを知らせる意味でそういうのをしたほうがいいのではないかということありますけれども、ただ去年から今年、米が高いです。やっと収入が上がってきました。そうしますと、来年、国で増産というのがあります。これが2万8,000円で県で決めたのですけれども、それがずっと続けばいいのですけれども、増産した場合にこれがどうなるかであります。そうしますと、例えば収入が多ければ帰ってくるという方もおりますし、中身が分からないからどうかって考えておりますけれども、このアンケートに関しては、自分としてはもうちょっと様子を見て、煮詰めておいてやったほうがいいのではないかって、ここ二、三年の中で、時期が早ければいいのですけれども、そういう今年と関係ありますので、やっぱり収入がよければ帰ってくる率があると思いますので、様子を見ながらということで、事務局も忙しいので、そこら辺はちょっと置いておいて、検討してやったほうがいいのではないかと思っております。

予算に関しては、私も那須議員の言うとおり、遊佐町は、例えば300万円だと言えば、おお、日本の中で300あるのかということでかなり目立ちますし、私の知っている範囲で、尾花沢はたしか150万円か、市のほうが超過、50万円プラスというのが1つありますので、そういうプラスの市町村もありますので、予算があればいいのですけれども、その辺はありますので、何とか頑張ってもらいたいと思います。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） そこは、私は農家ではありませんので、専門の方々がいろいろとご審議をいただいて、ぜひ集中してやっていただくことが私は今遊佐町の農業に関しては必要かなと思っておりますので、お願ひをしたいと思います。

1つだけ、この親元就農に関して1つ疑問になったところがあったのでお聞きしたいと思います。遅くなりましたが。今まで親と一緒に生計を立てていた子供が、ずっと農家をやってきたのだと。手伝い、ほかに会社に勤めていて、農家が仕事があるときには手伝ってきたという方々が、父が急に動けなくなって、家の跡を継がなければならなくて、仕事を辞めなければならなくなつたと、そういったときには親元就農は該当になるのかどうか、課長のほうにお聞きしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） 具体的な今のケースのような場合、継がなければならぬというところ、そもそも町としては親元就農ということになると思っておりますので、そういう方も現状では国の制度では該当にならぬ部分でありますので、町としてはそういうところも制度を細かく記載しているわけではありますんけれども、対象要件を、該当になるものだとは認識をしております。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） やはりそういった助けも必要かなと思っておりますので、町の事業に関してはそんなに、町長の決定もあるわけなので、そういったところの配慮も私は必要かなと思っておりますので、ご検討いただければと思っております。

今までの話の中で、やはりいろいろな形で新規就農、また親元就農というのは、大切な遊佐町の時期に入ってきているのではないかと思っております。ただ、1つは、冬期間の仕事も一つの課題かなと思っております。今年、生活生協クラブの本部に伺う機会がありまして、その中で担当の方のお話では、やはり生活クラブの中でも遊佐に行って農業をしたい方がいるのだと。ただ、冬期間どうしても農業ができるないので、そこもセットで考えてもらえると意外といいですねというご意見もいただいたところでありましたので、やはり全体的に遊佐町というのは冬期間の仕事も薄くなりますので、そういったところも考えていただくことも必要かなと思っております。通告しておりません。

最後に、町長、今回の質問に関して統括のご意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 那須議員のご質問、本当に建設的で、私も大変勉強になりました。新規就農者、町はどう増やすかというところが一番の肝だと思って拝聴していました。遊佐町においては、私、俯瞰して今考えていたのですが、今回の産業課のこの新規事業もそうですが、例えば健康福祉課の、東北で一番最初遊佐町、新聞のほうで取り上げていただきましたが、一番最初に遊佐町が手を挙げたみんなでチャレンジの政策もそうですし、やはりチーム遊佐として、職員の方たちがいろんなところでアイデアを出したり、どうやって町に人を呼び込むか、または移住、定住もそうですが、そういうところをとにかく日々考えてやっているところでございます。那須議員におかれましては、今回のこの新規のメニューについては

PRしたほうがいいということで、この議場で話題にしてくれたことが本当にこれからこの議場を基に議員の皆様もお伝えしてくださるだろうなというふうに考えておりました。

私と副町長、教育長、三役でできることは何かといつも相談しているのですが、まずは自分たちも職員の方からこういうアイデアがあるのだけれどもと言われたら、拒まずにやるというところを目標にしています。1つだけ、まだ決定ではないのですが、健康福祉課さんのアイデアで、水戸黄門の役を私にやってもらって、何か健康増進の寸劇というアイデアも来ております。このように、今回のこともそうですが、様々なアイデアを職員の方が出していただいて、それをこうではないか、ああではないかと、これはちょっといまいちなのではないかとか、本当に皆様たちにお示しするまでは大変時間がかかるてしまうのですけれども、丁寧にこれからも一つ一つ政策を進めてまいりたいと思っております。

また、今回1件の申込みとか、1件のという、1という数字がありましたが、ゼロではありません。1です。1件から始まることもたくさんあるなということで、今もお仕事をさせてもらっていますので、先ほど農業委員会会長のご発言も私も心にしみ入りました、米の値段が上がったからといって、すぐにということよりも、やはり少し様子を見たりとか、来年政府がどう動くか、またどういう情勢になるか、遊佐町の考え方としてはやはり堅実に、古きよきを温めながら前進していくというようなやり方でいいのではないかなど私は思っております。これからもよろしくお願ひいたします。

議 長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） 町長、ご意見ありがとうございました。冒頭に申しましたが、稻刈り時期です。今本当に黄金色のお米が鳥海山に似合って、本当に今遊佐らしい一番の景色ではないかなと思っておりますので、やはり農業に関しては若い方も含めて、女性も含めて、これからさらに増えることを期待を申し上げたいと思っております。やはり農家の方々一人一人の力では絶対無理なので、やはり行政も力を合わせて、そこもしっかりとやっていくことも大切なと思っておりますので、今回の一般質問にさせていただいたところであります。課長もありがとうございました。

最後に1つ訂正をお願いしたいと思います。いろいろ調べておきましたら、山形県のホームページの中に、令和7年度新規就農者支援策一覧についてというところがあります。項目11、その他の支援策というところの中で、遊佐町の年齢が「60歳」に2つともなっておりましたので、あれ、60歳だったかなというところもあったので、ここはぜひ訂正をお願いして、「50歳」に変えていただくことをお願いをしていただきたいなと思っております。

以上をもちまして私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長（高橋冠治君） これにて7番、那須正幸議員の一般質問は終わります。

午後1時まで休憩いたします。

（午前1時49分）

休 憩

議 長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後1時）

議 長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） それでは、9月定例会8番目の一般質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

道路標識は、町民や町外から来られる方々が安全に通行されるための重要なインフラであり、交通事故の未然防止や災害時の避難にも重要な役割を担うものであります。しかし、現状では長年設置されたままで、大切な標識が剥げて全く見えないものや、さびたり傾いたりして通行者が日中でも認識できないものが散見されます。町が管理する警戒標識は、黄色地に黒い縁取りのひし形形状をしています。このひし形は、交差点やカーブ、動物注意など、事前に注意すべき状況や危険をドライバーに知らせるもので、警戒心を高めるため、あえて不安定に見せるひし形が用いられています。道路上の危険や注意すべき状況などを前もって道路利用者に知らせて注意を促すことにより、ドライバーや歩行者は事前に危険箇所を認識し、適切な対応を取ることで事故やトラブルを未然に防ぐことが期待されるもので、27種類にも及んでおります。高齢化が進み、一層安全運転対策に努めなければならない立場の町が、このような視認性の悪い標識をこのまま放置し続ければ、交通安全上のリスクが高まるばかりでなく、管理瑕疵を理由とした損害賠償など法的責任を問われることも十分考えられます。これらのことについて、今後どのように対処する考え方お聞きします。

近年増加する空き家について、町民の方々から不安の声が多く寄せられています。老朽化した空き家や敷地から伸びる支障木、雑草や害虫が繁殖して、近隣環境が悪化している、不審者や鳥獣が出入りすることで集落の治安が維持できないなどなど、町内多くの地域で抱える深刻な課題です。特に危険空き家に該当する建物は、防災、衛生、防犯の観点から深刻なリスクとなり、町民の安心、安全な暮らしを脅かしております。町は、この切実な状況を踏まえ、自治体として責任ある対応と具体的な対策が急がれる中、いかなる施策を講じる考え方伺います。

以上、壇上からの質問です。よろしくお願ひいたします。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） それでは、渋谷議員のご質問にお答えさせていただきます。

1つ目の質問であります、道路標識の劣化と安全管理と更新計画について答弁させていただきます。町では、1級町道44.4キロメートル、2級町道43.4キロメートル、そのほか町道162.0キロメートルの合計249.8キロメートルの町道を管理しております。そして、各おのおのがその役割を担いながら、主要県道、国道に接続することで円滑な道路交通網が形成されております。

議員のご質問にある道路標識につきましては、区画線、道路標示及び交通信号などとともに、その道路交通網の円滑な運行を図るために設けられる施設であって、用途に応じて幾つかの種類がございます。その中でも町が道路管理者として設置するものは、案内標識と警戒標識の2種類になります。簡単に説明いたしますと、案内標識は主にFや逆L字の片持ち式の支柱となっており、車道上部にて市町村の境界、目的地や通過地の方向、距離を示し道路上の位置を教示し、また利便性のために道路附属施設の案内を表記している大型の標識になっております。また警戒標識は、道路路肩にて単柱式として直立し、道路交通の補助、注意深い運転を促す標識となっております。これらの道路標識の維持管理になりますが、議員ご指摘のしっかりととした管理ができていないという点につきまして、特に警戒標識においては設置数も多いこ

とから、全てまでは状態の確認ができていないというところが正直なところです。議員がおっしゃるとおり、標識はその機能が全うされることで、目的地までのスムーズな運行、安全な道路交通の補助としての役割が達成されることになりますので、適切に維持管理していくことが、交通安全上のリスク回避や通行者の交通安全を確保するために重要となってきます。

道路管理者として、まずは管理すべき標識をしっかりと把握しなければならないと考えております。それにより確認できた状態から修繕などの必要性の有無や優先順位などを検討し、その結果を考慮した予算の確保と維持管理を実施していきたいと考えます。また、その標識が本当に必要なものなのか、過度に情報が提供されており、実は不要ではないのかなどの必要性も踏まえ、不要なものは更新しないなど、実情に合った道路管理に努めたいと考えております。

次に、2つ目の質問であります、特定空家に関する町の対応方針についてですが、令和6年度空き家実態調査によると、町内の空き家総数は574件であり、そのうち倒壊や建築材の飛散など危険が切迫しており、緊急度が極めて高いと評価されるDランクに相当する住宅が175件がありました。この調査は、遊佐町空き家等対策計画に基づき、毎年実施しております、空き家施策に活用することを目的に、空き家の処分や分布、劣化度なども区分したデータになります。

空き家を特定空家として認定するには、既に管理不全空き家等に認定されており、所有者に対し指導や勧告を行っているにもかかわらず状況が改善されない場合であるなど、法で定める所定の手続を踏んで慎重に進める必要があり、そのほかに、①、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態。②、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態。③、適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態。④、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。これら4つの条件を、将来の蓋然性を含みながら、空き家等適正管理協議会の協議を経て、総合的に判断する必要があります。

現在、空き家実態調査で実施している調査は、建物の外観を基に劣化度などを判断してランク分けをしているものでありますので、今現在は特定空家に認定されている空き家はありません。特定空家として認定するためには、より詳細な基準で、今より踏み込んだ調査を実施する必要がありますので、今後、協議会に意見を諮りながら慎重に進めていきたいと考えております。遊佐町空き家等適正管理協議会については、令和7年3月定例会で条例改正により、既存の遊佐町空き家等適正管理審議会を法律に基づく協議会に格上げしたものとなります。まだこの協議会を開いていないため、年度内に設立総会を開催する予定としております。

以上、壇上からの答弁とさせていただき、詳細につきましては担当所管の課長をして答弁いたさせます。よろしくお願い申し上げます。

議 長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） 町長答弁ありがとうございました。それでは、続いて自席から質問をさせていただきます。

まず初めに、町が管理する道路標識について地域生活課に伺ってまいります。町長答弁でございましたように、この標識の状態を確認できた状態から修繕等の必要性の有無や優先順位を検討して、その結果を考慮した予算の確保と維持管理を実施していきたいと考えていくことで町長から答弁いただいてお

ります。では、これに基づいて質問を進めてまいりますが、まず令和3年度から5か年の第11次遊佐町交通安全計画によりますと、そのタイトルでは「交通事故のない、安全・安心な遊佐町を目指して」ということで令和7年度、今年度までの計画として全28ページの資料にまとめられております。この中では、近年県内の事故による死傷者数が減少傾向にはありますが、その反面、高齢者による事故や子供の犠牲となる痛ましい事故が後を絶たないというふうに述べております。この中で道路の安全確保に関して、町民一体となった安全対策の推進というのはもちろんのことなのですが、道路交通安全の重点事項として挙げられていますが、この中で道路管理者の安全施設、道路環境の整備、充実を推進するとしてございます。これには当然のことながら道路標識の整備も含まれているものと私は認識しております。しかしながら、実態は設置後の経年劣化が進んで、町内全域では全く見えないものや見えづらいものが散見されて、それでも手つかずの状況が続いている、5か年目の交通安全計画の、7年度ではありますが、その意に沿わないものではないかと感じております。

そこで質問いたしますが、この計画において5年目の7年度において、道路標識の整備をどのように実施するお考えか伺います。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えをいたします。

第11次遊佐町交通安全計画につきましては、総務課危機管理係所管でございまして、課の横断的な連携が図られていなかったということが要因と考えますけれども、この計画を基にした整備計画というものは実際検討していないというのが実情でございます。しかしながら、交通安全計画にあります交通安全の基本理念につきましては、道路管理者として当然基づかなければならぬことでありますし、この交通安全計画にあります通学路等における交通安全の確保という点では教育課が所管でありますが、国、県、町の各道路管理者、それから警察総務課危機管理係の交通安全防犯関係者、それと小学校教育委員会等の学校関係者で構成いたします遊佐町通学路安全推進会議におきまして現場を確認しながら通学路の安全確保に努めているところではございます。道路標識ということにつきましては、今後もよりそういった連携を密に交通安全に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷敏君） ありがとうございます。お話しのように、この計画を基にした整備計画は検討されていないというところが現状のようございまして、正直に答えていただいて大変ありがとうございました。こういったことを基にして、これからどうしていけばいいのかということを前に進める考え方をしていただければ非常にありがたいというふうに思いますが。

まず、ここで議長から許可をいただいておりますので、町が管理する町道や農道に設置されている警戒標識、このほんの一部分を紹介させていただきたいというふうに思いますが、一般質問のフォルダーにも掲載されていますので、併せて御覧いただきたいと思います。この中の、まず②になりますが、これモニターに表示になっておりますが、これは庄内こばえちやライン、通称スーパー農道と言っているところでございまして、これ中吉出地内を北進方向に向かって撮影したものですが、黄色い標識が2つ見えます。手前が十字路、奥が片仮名のトとなっている道路交差点ありという標識でございまして、脇道から本線へ

の合流交通に注意してくださいという、そのような標識というふうに思います。これ、非常にカメラの精度がいいものですから、もうきれいに見える、きれいというか、見えないこともないのですけれども、これ肉眼で見ますとなかなか見えないです。ちょっと薄暮になったり、あるいは雨が降ったりすると全く見えません。私の視力では全く見えない、このようなことになります。

それから次、④をお願いしたいと思いますが、これは遊佐中学校前を東進した杉沢方面に行ったところの旧隧道付近の崖崩れ現場のところでございますが、落石ありの標識で、この意味は右側に崖崩れの土留めをしている、そういうこともあります、この意味は小さな小石の落石でも大きな崖崩れにつながるための注意ですよという、こういったことを促すものだということになっているようです。これなかなか見えないです。これカメラでもよく見えないです。

次、⑥ですが、これちょっと雨まじりの天気ではございましたが、これ中学校前を西進している、西に向かっているところでございまして、その前に平津方面にも行くこういう交差点があるのですけれども、ここは大楯方面に曲がるところ、トという字の反対のほうの、こういう交差点なのですが、大楯方面からの合流交通に注意してくださいよということです。中学校の生徒も自転車で合流してくるのです、ここ。これ大楯の集落だけではなくて、遊佐町内からもこの大楯集落を経由して、この道路を通ってこられる、こういう生徒さんもいるという、そのようなところで、非常にこれ子供に関係するところですので、心配だなというふうにつくづく思うところです。

それから、⑧です。⑧は、これは稻川のまちセン前を北進する北進方面で撮影したもののですけれども、これは学校、保育園、保育所ありの標識でよく見る、男の子が小さい女の子の手を引く、このような標識でございまして、これも残念ながら全く見えません。この前方には、右前方には、町の総合運動公園、鳥海パノラマパークがありますよ、そのための注意を促すものでございます。

最後に、これは町の管理でございませんが、①です。これは、管理は公安委員会でございますが、最高速度の規制標識でございまして、このように大分疲れて寝てきております。これ多分中学校方面から来た、そこで接触事故があったのも私記憶しておりますが、かなりこれ大分前のことございます。皆さん、これはよく御覧になっていると思います。これ公安委員会に連絡が必要な案件ではないかなというふうに思います。ありがとうございました。あと10枚フォルダーに入っていますので、御覧いただければというふうに思います。

町のホームページを見てみると、道路の落下物、それから穴を発見したら、安全走行できるように管理、補修を行っていますよということです。もしこのような事態を発見したときはご連絡くださいというふうにホームページに掲載されているのですが、例えば道路の破損、それから道路照明灯、それから道路上の支障物、このようなものが場合ということで、4つ目には付属物の破損、ガードレール、柵、標識などが壊れている、このようなこともあればホームページで教えてくださいよという、このようなことを掲載しているのですが、町にどのような連絡が入っているか私は存じてございませんが、ただこれらの標識、劣化した支障のある標識については、常々町の町民の方々から直接お話を伺っておりますし、あとは町外の方からもいろいろお話をいただいてございます、大丈夫なのかと。そうですよね。ツーデーマーチで一生懸命ごみ拾っても、下ばかり向いていてごみ拾うのはいいのですけれども、ちょっと目を上げたら、こんなお粗末な標識がところどころにいっぱいある。非常に私は残念だと思うのです。

所管にはあらかじめいろいろ聞いてございますので、これを踏まえて、なるべく簡単に質問してまいりますが、町民の方から連絡が入った場合、その都度職員や道路作業員が現地確認を実施してもらっているという、そういうことは聞いてございます、所管から。それでも一方で、町内で安全性に問題のある標識がどれくらいあるのですかと聞いておりましたが、これは把握していないと、このような回答でございました。実はこの質問は、今年の3月定例会の補正予算審査特別委員会でも私と同じ質問したのですけれども、これそれから半年くらいたつのですけれども、いまだにこれは把握されていない。ここが一番の問題なのかなというふうに思います。実態を把握しない限り何もできませんよね。先ほどの町長答弁にもございましたように、やはり確認できた状態からというふうに言っていただいているのですが、確認作業すらしていない、これは本当に非常に残念な内容ですが、この一番の問題だと思うのですけれども、町内の実態調査をするのがそれほど難しいことなのでしょうか、お伺いいたします。

議 長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えをいたします。

以前ご質問もいただいたということで、それ以降ちょっと対応していかなかったということでございますが、これまで警戒標識につきましては通報、町民ですとか町外の方もいらっしゃると思いますが、通報や、また先ほど議員からもお話をありましたとおり、道路作業員さんのパトロールによりまして、道路交通に支障を来すおそれのある標識等の修繕を行ってはきたところでございました。このような管理方法によりまして維持してきたわけではございますが、議員のこれまでのお話のような視点、町の全体を俯瞰して課題、問題としてご指摘をいただいたことがありませんでしたので、実態調査が難しいということよりも、重要性を見いだせていかなかったというところが正直なところでございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） ありがとうございます。これが実態でございまして、ただ遊佐町だけがこうだということではございませんで、各全国の自治体でもこういった状況は見られているのだろうなというふうには思います。ただ、冒頭申しましたように、増えゆく高齢者であるとか子供たち、こういった命を、大切な命を守る上で、いかにこれが大切なことなのかなという、そういうところです。道路標識は声を上げませんので、見ていれば黙って通るだけでございまして、それをどのように大事に思うか思わないかは我々人間が考えることでございます。いかがですか、町長。どのようにお考えでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 渋谷議員のご質問に答弁させていただきます。

渋谷議員のご発言にもありましたとおり、最近やはり痛ましい近隣市町村での事故も私も心を痛めておりました。遊佐町といたしましても、子供たちの命や高齢者の命を守るために、今課長が答弁しましたとおり、まずは実態を見ながら対応していくというところで、今日この議会にて私も認識を同じくいたしました。なお、発言にございましたとおり、ほかの町村を回ってみても、恐らく状態は遊佐町だけがというところはないと思いますが、それを弁解にはしませんが、できるだけ遊佐町は、こういうところも頑張っているねと言われるような町にしていければと思っております。貴重なご意見ありがとうございました。

議 長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） ありがとうございます。ほかの自治体を詳しく私見たわけではございませんが、一般的に言えることではあります。ただ、その優先順位が後回しにされているというところは、町としてはやはりそこは譲れないという部分だと重ねて思いますので、よろしくお願ひしますし、あと町長、今発言して答弁していただきましたように、そういうところの対処の仕方は、トップが旗を振っていただければ、やはり全然方向性が違ってくるのではないかというふうに私思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

この実態調査が行われていないことと、それからこれだけ多くの数の標識が劣化しているにもかかわらず、修繕計画が立てていないために、これまで令和6年度は2,400万円程度の町道の維持工事費の中から一部を執行しているという、そのような状況になってございます。予算額を明確にしていないことが修繕が進まない原因だと思うのです。これ人員不足を理由とするのであれば全く前に進めない話ですが、先ほど来答弁いただいているように、そこは真摯に向かっていただけるという、そういうふうに理解してございますので、町が判断基準を決めて集中的にやはり実態調査を行う必要があるというふうに重ねて思います。お聞きしたいのは、町民の安全な交通を守る上で、早急に実態調査を行って、修繕計画を立てて、次年度への予算計上することというふうに思うわけなのですが、これはこのことについてどのようにお考えなのか伺います。

議 長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えをいたします。

先ほどの町長答弁でも説明ありましたけれども、町道延長約250キロ、路線数としては487ございます。250キロといいますと、遊佐町と県庁を往復するような長さでございます。実際人員不足というお話をありましたけれども、担当の係員も限られておることは事実でございます。また、財政的にも予算編成の過程を考えた上でも、修繕計画を策定し次年度に予算計上することまで確実にお約束するということはできないわけですけれども、実態を調査すべきであると考えるところでございます。担当のほうでも、どういった具合に進めていこうかねということで話をしているところでございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） まずは実態調査、これをしていただけるという、そういうところは一定の約束は取れたのかなというふうに思います。ぜひこの実態調査をしない限りは前に進めませんので、恐らく調査していただくと、かなり驚かれるのではないかというふうに思います。これほど劣化しているのかなというふうなところです。あと、何本あるか大体分かりませんから。そもそもそれが町にどれだけ立っているか分からぬというのも、これもまた町の資産である中で非常に不可解なところでございまして、さっき町長答弁ございましたが、不要なものは更新しないなど実情に沿った道路管理を努めたいというふうに言っていただいておりまして、そうだと思います。道路事情も変わって、不要な標識も当然あるのだろうというふうに思いますので、全てを更新しなければならないというふうには私は申し上げませんが、やはりこの道路標識の管理者である町は、設置あるいは撤去は町に委ねられているものだそうです。交通課に確認しましたところ、そのような立てつけになっているようでございますので。

非常にしつこいようのですけれども、町長にもう一回お聞きしたいのですけれども、今課長から答弁

いただいているが、予算計上しないとやはり事業執行できませんから、標識直したいのであればやはりしっかりとした実態調査をして、こんなにあるのだ、ではこれどうにかしないといけない。これからやはり修繕計画を立てて予算計上するという、そのような段取りになっていくのだと思いますが、このことについて、町長、もう一度だけ伺いますが、この所見をお願いしたいというふうに思います。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 遊佐町においては、やはり今までそのような道路標識の数とか、この場所にこの道路標識が要るとか要らないとかいう議論は、恐らく議会でも議論がされていなかつたと私も拝察いたします。これにつきまして、予算については、私ほうで今この場所の標識をすぐに付け替えてくださいというところには至らず、まずは先ほど課長答弁もありましたように、現場を見て優先順位を決めて、例えば先ほどのお写真拝見していても、ここは子供たち、では今集落に何名いらっしゃるのかなとか、総合的に鑑みて、そこで必要なものから順序よく新しくしたり、または必要なところでもっと足さなくてはいけないところは足したり、議論していきたいと思っています。なお、そういう視点で教えていただいたことは本当にこの町にとっては大切なことですので、予算についてはまた別枠で、ここでお答えはできないのですが、執行部側では話し合っていきます。いろいろとご指導ありがとうございます。

議 長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） ありがとうございます。本当に丁寧に答弁していただき、感謝申し上げます。ここを少しまとめますと、限られた財源と人員で行うことの難しさというのは私も承知しております。ただ、高齢者や子供たちの大切な命を守る意味においては、後回ししていいものでは決してございません。また現状では、町の管理瑕疵による法的責任を負う可能性が非常に高いということです。これ早急の対応をされるように重ねてお願いをしまして、この質問を終わりたいというふうに思います。

次に、空き家対策について質問をさせていただきます。平成27年5月に施行された空き家等対策の推進に関する特別措置法、空き家法に基づいて市町村長が指定した特定空家についてですが、これは空き家中でも特に周辺住民の安全や生活環境に深刻な影響を及ぼすものですが、冒頭申しましたように倒壊のおそれや雑草、害虫被害のほか、治安や支障木の被害など様々でございます。まず、危機管理の所管でございます管理不全空き家と特定空家、これは件数を抑えられているのか、もしお分かりであれば何件あるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

令和6年度の空き家実態調査で確認されている空き家総件数574件のうち、管理不全空き家及び特定空家と認定されている空き家は現在のところございません。それはなぜかと申しますと、遊佐町空き家等適正管理協議会というところで、管理不全空き家、特定空家を判断するということになっておりまして、その協議会もまだ設置しておりませんので、今現在は管理不全空き家、特定空家はないという状況でございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） 理由は、協議会にまだ格上げされていないことのようございますが、こ

れは後ほどまた質問してまいりますが、改めて確認いたしますけれども、県が報告する令和6年度の空き家実態調査結果によりますと、Dランク、つまり危険が切迫して解体が必要とする空き家が全体の30.5%、175件というふうにあります、この件については企画課でございますが、こちらと共有はされているのでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

175件ということでDランクの空き家があるわけなのですけれども、町内の新たな空き家については、集落支援員が収集したデータを基に、企画課の定住促進係と総務課の危機管理係で協力して、対象物件の外観を目視で確認して調査結果を地図に落としております。その結果を共有しているという状況でございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） 協議会に格上げはされていないために、管理不全空き家あるいは特定空家、これのすみ分けはできていないのだけれども、先ほど来の県が報告している空き家実態調査結果については、そのデータはしっかりと共有されているという、そういうところでございます。

それでは、これからこのDランク、特に175件、先ほどから言っておりますが、危険が切迫していて解体が必要な空き家、これが一番の問題だと思います。令和5年の空き家対策特別措置法の改正で、特定空家になる前の管理不全空き家として早期に対応するために今年の3月、先ほど来お話をございましたが、空き家対策特別措置法の改正に基づいて町が条例改正いたしました。管理不全空き家の特定空家による緊急リスクに対して、略式代執行をすることが可能となったということでございます。略式に執行するということが可能になったということで、全国的にやはりこういうものが多いということで、なるべく簡略化して自治体が執行できるようにという、そのようなことで条例改正したというふうに理解してございます。今言いましたように、通常の代執行では行政が担う手続が非常に煩雑で時間がかかるのだということです。特にこの破壊、飛散などの危険が迫っている空き家は、速やかに除去するものとしてこのような条例改正をしているということでございますが、このことについて町は条例改正後、3月に条例改正いたしました。その後どのような対策を進めているのでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

昨年度末といいますか、今年の3月といいますか、遊佐町空き家等の適正管理に関する条例の改正によって、空き家等対策の推進に関する特別措置法に、国の特別措置法に基づいて管理不全空き家、特定空家というものを条例に設けるとともに、これまで個々の空き家等の状況及び対応方針については遊佐町空き家等適正管理審議会で審議していたものを法に基づく協議会で協議するよう改めております。今年度、まだ協議会を開催しておりませんが、年度内に開催する予定で、今準備を進めているところでございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） この協議会の格上げをしない限り前に進めないという立てつけになっているよう

でございますので、こちらについてはしっかりと対応をお願いしたいということでございます。

略式代執行については、各自治体でも実施件数が増加しているという状況でございます。県内の飯豊町では、略式代執行の解体費を含む予算案が議会で可決されて、今年12月までの工期で作業が進められるとお聞きしております、ちょうど昨日のテレビと今朝の新聞にも報道されておりました。あわせまして、米沢市でも2023年9月に、この令和です。2023年9月に相続が放棄されて、今年に入って大雪の影響で損壊が進んだことを受けて、この略式代執行を執行するということを、これも新聞に載ってございます。これだけ各自治体ではこういった手当てを進めているところでございまして、やはりどうしても気になるのはDランクです。Dランクを全て巡回されているのかどうかは、私存じ上げませんが、ここを危機管理の所管がこのDランクの中身、それからDランクの中でも所有者がいない物件、これがかなり重要なのかなというふうに思いますが、この辺りを町は具体的にどのような対応することになるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

まず、最初ございましたけれども、飯豊町の件につきましては、令和4年3月に所有者不明の建築会社の社屋を空き家対策特別措置法に基づく特定空家に認定し、今年の7月22日から略式代執行としているようです。対象の物件は、令和4年のときの豪雨で土が流出し、倒壊のおそれがある危険な空き家ということで新聞で拝見しております。町は、特定空家への認定を急いだものと推測されます。先ほど米沢市のほうの話もありましたけれども、それも認定を急いだものと認識しております。

まず、町がDランクの175件についてどのように対処していくかというようなことでございましたけれども、原則として空き家は個人の財産であるため、所有者、管理者の空き家の管理を途切れさせないよう助言や指導を行って、適切な空き家等の管理を促すことで、管理不全空き家、特定空家にならないように誘導するとともに、町の事業でやっております老朽空き家解体支援補助金によって並行して除却といいますか、解体も含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷敏君） それで、Dランクのことになりますけれども、この175件、現在何件になっているか分かりませんが、恐らくその上のCランクからだんだん劣化してDランクが増えしていくと、こういう現象があるのでございまして、これ危機管理からお聞きしたわけですが、このDランク、これ全部調べていただけましたか。この数字で言えば175件。これ米沢市のように屋根が飛んだり、お聞きすればネットをかけたりとか、そういうことはされているというふうに思いますが、略式代執行を推進するわけでございませんが、ただ現状はこれだけ175件も町の中にあるということであれば、様々な状態になっているということが想定できますよね。想定できます。県の調査では、危険が切迫していて解体が必要ですよと言っているのです。これがDランクの175件で、30%もありますよというふうに調査されているのに、これは共有されているというふうに危機管理では言っていただきましたので、これが共有されているのであれば、これ穩やかでございません。これ、いやいや、遊佐町は大丈夫だというふうに言い切れるのであればよろしいですが、この辺の、先ほどの道路でございませんが、調査をしっかりやられての上のことなのか、

その辺をお伺いいたします。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

まず、175件についてしっかりと把握されているのかというご質問でございましたけれども、先ほども申し上げましたけれども、定住促進係と危機管理係で協力して、目視で確認して地図に落としている状況でありますけれども、落としたときからやっぱり時間もたっておりましますし、空き家の状況というのも刻々と変化している状況はあるのかなというふうに考えおります。まずは周辺住民からの苦情なんかも押さえながら、空き家の1件1件に対して適切に対処していきたいとは考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷敏君） まずはこの実態がどういうふうになっているのかというふうなところ、今日1時間かけて実態調査の話になってしましましたけれども、これやはりちゃんとしないと対処できませんよね。その中でやはり優先順位をしっかりと決める。これ実は、これも各というか、区長さんからいろいろ心配の相談を受けたりしているのです、私も実は。どうしたらいいのだろうというようなところで、やはりそこはいろんな手順、Dランクにいかないまでも、BランクでもCランクでもそういったことはあるのでしょうかけれども、最悪の事態になるこのDランクはやはり避けたいというところでありますし、これをそれ以上に悪化させることは、やはりどうしても町としては防いでいかなければならない、これは当然のことだと思いますので、しっかりと連携、課長がおっしゃるように連携、それから調査、対処、この辺をしっかりとお願いしたいというふうにお願いいたします。

では最後に、健康福祉課にお聞きしますが、これに関連してですけれども、あらかじめ議長にこれ許可をいただいておりまして、このチラシ、これは課長はよく御覧いただいているものだと思います。こういうのです。黄色いチラシ、見たことないですか。後でお見せしますが、これは空き家を放置していませんか、空き家バンクは荷物があっても大丈夫ということで、集落支援員の方が一生懸命回って、空き家対策をされているのです。これで空き家に関するご相談はということで、空き家バンクに登録したり、あとは総務の危機管理係に相談したり、空き家を再利用するのは、これは企画の定住促進でございます。空き家の解体に関するものは危機管理でございまして、あと相続登記、こういった問題については司法書士会とかいろいろございますが、そういったところに相談できるようにこういったチラシを一生懸命集落支援員の方が対処していただいております。集落支援員の方から言われたのですが、もっともな話でございまして、空き家バンクの登録をまず進めることが必要ですよね。空き家バンクに登録をする、空き家になった場合です。再利用していただきなり、管理していただきなり、やはりそういった登録を進めるには、施設に入所したときのこのタイミングで、もう独り暮らしですから、それが空き家となる家に対して空き家バンクへの誘導とか、そのほかの対策が非常に効果的ではないかというふうに何度もおっしゃっておりますが、これ健康福祉課のほうでこのようなことは実際されたことございますか。

議長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

確かに入所されて、空き家等、お住まい、自宅ですね。自宅のほうの管理ということは大切になってく

るかと思いますけれども、今現在、私が今承知しているところでは、こういったケース、個別にはあったかとは思いますが、ちょっと私のほうでは把握していないところでございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） 多分把握はされていないのですけれども、実態としてはそういうケースがあるのだろうというふうに思います。ですから、何度も繰り返すようですが、独り暮らしの人が施設に入所される、あともう空き家になるのは分かりますから、そのときにやはりご家族なり親族が付き添って、施設の申込みなんかもされますよね。そういうたとえとか、タイミングを生かして、ぜひこういったチラシを渡して、ちょっと話を添えるだけで全然違ってくるのだというふうに思いますので、集落支援員さんのご助言をしっかりと受け止めて生かしていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

議 長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） ご提案いろいろありがとうございました。施設介護などの手続をするケアマネジャー等の定例の会議もございますので、そういうたとえを使いまして、こういったことの情報の共有をさせていただきたいと思います。大変ありがとうございます。

議 長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） 質問は以上、いろいろさせていただきましたが、まずこの増え続ける空き家に関しては、これまで触れたほかにも県内では犯罪に利用されたり、あるいは災害時の復興支援を受けられないなどと、そのままにしておくと問題が増えるばかりと聞いてございます。今後の一層の対応をいただきますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長（高橋冠治君） これにて5番、渋谷敏議員の一般質問は終わります。

8番、佐藤俊太郎議員。

8 番（佐藤俊太郎君） 人生100年時代などと言われますが、この人生100年時代とは、平均寿命が延び、100年生きるのが当たり前になる時代という意味だそうです。イギリスの組織論学者であるリンダ・グラットンとアンドリュー・スコットという人が、アルファベッドLIFE、ライフ、SHIFT、シフト、「ライフシフト100年時代の人生戦略」という本の中で提唱し、世の中に広く知れ渡ったと言われております。日本でも内閣や厚生労働省が人生100年時代に対しての対策をまとめており、人生100年時代への対応は、個人はもとより、国や地方自治体、企業も取り組まなければならない課題として認識されていることです。これらを鑑み、本町での健康寿命の延伸について質問をいたします。

質問の要旨として、ア、令和6年策定の遊佐町国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健診検査等実施計画では、過去の取組の成果、課題を踏まえ、より効果的、効率的に保健事業を実施するためとされております。そして、その中の新規事業として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業が策定されました、その進捗状況についてお伺いいたします。

イ、令和7年7月1日策定の遊佐町電力データを用いたフレイル予防事業の周知方法と利用申込み状況をお伺いいたします。

次に、熱中症対策における提言であります。提言要旨として、報道によりますと、本年の8月22日午後零時半頃、遊佐町吉出の畠で81歳の女性が倒れているのを女性の家族が発見し、消防に通報しました。女

性は、自身が所有するビニールハウス脇で草刈り作業をしていたということです。女性は体温が高い状態で見つかったため熱中症と見られ、心肺停止の状態で病院に搬送されましたが、その後、搬送先の病院で死亡が確認されたとの報道でございました。同様事案の未然防止のため、防災行政無線を最大限に活用し、注意喚起放送を適時適切に実施することを制度化すること、休日においても実施できるよう機器の整備調整を実施することを提言いたします。

以上についてよろしくご答弁をお願いいたします。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） それでは、8番、佐藤俊太郎議員のご質問に答弁させていただきます。

1つ目の質問であります健康寿命の延伸施策に関してですが、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業につきましては、後期高齢者に対し、医療保険者が切り替わっても継続した保健事業が実施され、さらに同じ対象者に保健事業と介護予防事業を一体的に実施することにより、医療費、介護給付費の抑制につなげることを目的とし、令和2年度より制度化され、遊佐町では令和5年度より取組を開始しております。これまでの取組といたしましては、通いの場や集落健康教室などへの積極的な関与、ポピュレーションアプローチとして、低栄養予防、オーラルフレイル予防、認知症予防の講座を開催し、フレイル予防の普及啓発活動を行いました。また、重症化予防等訪問指導、ハイリスクアプローチといたしましては、重症化予防を目的に、健康診査などの情報からリスクが高い対象者に保健師が訪問し、生活状況の把握や生活習慣の改善、受診勧奨などを必要な指導を実施してまいりました。令和7年度は、これまでの取組に加えて低栄養予防等の訪問指導や口腔訪問指導を実施しております。この事業は、国民健康保険係、介護保険係、健康支援係、子育て支援係、管理栄養士が横断的に取り組んでおります。

また、令和7年度の新規事業であります遊佐町電力データを用いたフレイル予防事業につきましては、電力データをAIで分析することによりフレイルの段階で早期発見、早期介入し、重症化予防及び医療費、介護給付費の伸びの抑制を図ることを目的としており、具体的には、電気の使い方から健康状態を分析し、ずっと元気に暮らせるよう適切なタイミングで気づきの機会を提供するサービスで、7月1日より募集を開始しております。周知方法につきましては、ゆざ広報、ホームページ、町の公式LINEでの周知のほか、民生児童委員への周知、老人クラブの総会や社会福祉推進委員会での説明、また社会福祉協議会や包括支援センター、ケアマネにチラシを配布し、対象者への声かけもお願いしております。申込み状況につきましては、8月末現在は一人もいない状況でありますが、問合せは現在1人でございます。新たに各まちづくりセンターや生涯学習センター、図書館にもチラシの設置をお願いいたしました。対象者に個別に通知を出して周知を行うため、今回の補正予算に通信運搬費を計上しておりますので、よろしくお願いいいたします。

次に、2つ目のご質問である熱中症対策に関するご提言についてお答えいたします。全国的に猛暑が続く中、連日、テレビやラジオなどのメディアでも熱中症予防の注意喚起が行われております。日頃の体調管理も含め、住民自らが熱中症予防の行動を取れるよう、熱中症予防の啓発に取り組むことは非常に重要です。遊佐町では、高齢者を対象とした健康教室や通いの場などにおいて、気温が上昇し始める5月頃より、熱中症予防に関する講話、またはパンフレットなどを配布し、注意喚起を開始しております。また、民生児童委員や保健師、地域包括支援センター、介護保険事業所などの訪問活動においても、独り暮らし

や高齢者世帯に対して個別に熱中症の注意喚起を促す取組を行っております。また、令和6年4月1日付で改正、施行された気候変動適応法に基づき、熱中症特別警戒情報が発表された際に利用できる指定暑熱避難施設、クーリングシェルターを指定しました。町内では、遊佐町役場、生涯学習センター、町立図書館、子どもセンター、各地区のまちづくりセンターの9か所が指定されております。

防災行政無線での注意喚起の放送については、令和3年度より実施しており、熱中症警戒アラートが発令された場合は、町の公式LINEを活用し、屋外での活動をなるべく控えること、小まめな水分摂取やエアコンの適切な利用などを呼びかけております。現在、防災行政無線での放送は平日のみで、休日の放送は行っておりません。防災行政無線での注意喚起を休日も実施するかどうかについては貴重なご意見として賜り、機器の整備調整の実現性も含め、今後、関係課と協議してまいります。

以上、壇上から答弁させていただき、詳細につきましては所管の課長にて答弁いたさせます。よろしくお願ひいたします。

議 長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8 番（佐藤俊太郎君） るるご答弁誠にありがとうございます。健康寿命という文言に関しましては、平成30年3月、第523回定例会で9番、菅原議員が健康寿命の延伸を含めた対策は急務ではないかという一般質問の内容事項で質問を実施してございます。それに関して時の時田町長は、本町では誰もが健康で生活し、寝たきりや認知症にならないで生活できる期間、いわゆる健康寿命の延伸を図るために、健康ゆざ21計画に基づいて多々対策を講じているというご答弁でございました。それから、この答弁の中には、今現在私がお尋ねしようと思っているフレイルという文言は出てきませんでした。私の見落としであれば、それは申し訳ないと思うのですけれども、フレイルという文言、これが出てきませんでした。

それでは、フレイルという文言について当町でどれくらい認知されているかと私も疑問に思っているところではございますが、このフレイルという文言については平成26年5月、2014年の5月に一般社団法人日本老年医学会というところで文言を定義をしたというように報道をされておりました。フレイルの定義としては、遊佐町の先ほどデータを用いたフレイル予防事業というところでもフレイルという文言出でますが、この第3条の定義として、フレイルとは加齢とともに筋力や認知機能などが低下し、生活機能障がい、要介護状態などの危険性が高くなった状態のことを言うと、遊佐町の定義であると承知をしました。また、健康寿命につきましては、先ほど、当時時田町長は寝たきりや認知症というような文言を使って健康寿命ということを定義をされておりますが、遊佐町の定義としては、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間というように定義をされているようでございます。この定義につきましては、私の思い違いでなければこのとおりと理解してよろしいですか。よろしいですか。分かりました。今担当課長がうなずきになっておりましたので、これはこのとおり、フレイル、健康寿命ということを理解をいたしました。

先ほど来私が質問をしております健康寿命についての策定、計画策定について、健康寿命プランにおいては令和22年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し、平成28年度比75歳以上とすることを目指すとしているということでございます。それで、先ほど新規事業は、全78ページあるこの計画の中の65ページ目に、事業番号Bの④、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業、新規ということで記載されております。事業の目的として、高齢者が要介護状態となることの予防や要介護状態の軽減、悪化の防止を

目的として、身近な集落公民館等において住民主体の通いの場の創設支援を行う。運動機能低下防止の手段として、いきいき百歳体操の普及と併せ、フレイルや低栄養をテーマにした講座を実施することにより、通いの場の実施を目指すとなってございます。対象者としては、通いの場の参加者。今後の目標として、通いの場を令和24年度は45か所あると、さらには25年、26年、27年度の目標値が書いてございます。これが45か所という記載になってございますが、今現在45か所以上になっているのか、そのままなのかということについてお尋ねをいたします。

議 長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

通いの場に関するご質問でございました。通いの場につきましては、健康支援係で、通いの場の創設支援ということで、各区長さんのはう、6地区あるわけでございますけれども、そちらのはうに年2回、あとは未設置であるところの集落のはうにもプレゼンという形で通いの場等の目的趣旨などをお伝えすることをしております。そして、通いの場の継続支援という形の事業もさせていただいておりまして、リハビリ関係の作業療法士ですとか、栄養の部分ですとか、そういったものも含めて事業を展開しているところでございます。

ご質問にありました設置箇所の数でございますけれども、今年の8月末現在で51か所となっているところでございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8 番（佐藤俊太郎君） 51か所というご回答でした。ありがとうございます。45か所から6か所増えたという、単純計算でいけば。ただ、この6か所については、町が積極的に、どうですか、皆さん、つくりませんかというような勧奨、それとまたは町の地域のはうで百歳体操いいものだと聞いたからつくるのだ。どちらのはうなのでしょうか。積極的に町が勧奨したのか、それとも地域からの自発的な行動なのか、どちらか把握されていますでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

細かい増えた6か所について個々に聞いたところではございませんけれども、やはりコロナ禍明けということで、コロナ禍中に中止していたところについては再開に向けての支援ということで積極的に関わっていたと思っております。また、未設置のところにつきましては、先ほど答弁させていただいたところでございますが、いろいろな形で効果があるのだよということで保健師のはうが説明をさせていただいておりますので、そういった周知が効果を奏したのではないかなと思っているところでございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8 番（佐藤俊太郎君） そうしますと、いろいろ条件というか、いろいろあるのでしょうかけれども、通いの場の設置の目標として45か所というのは、今後さらに少しづつ増やすということで理解してよろしいですか。

議 長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

計画値としましては45とはなってございますが、やはり通いの場等を通じて社会参加ですとか、交流、そして運動機能の向上ということもございますし、通いの場では一部月1回ですとか、あとは年に4回などの食事を提供するイベントなどもしているところもあるようでございますので、そういう楽しみも持ちながらということでございますので、さらに拡大していくべきなと思ってるところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） 月に1回、年に4回程度の食事の提供というご答弁でございました。これはどのような経緯でこういうことに発展したのか、もし分かりましたらご答弁をお願いをしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

すみません、通いの場ということではございますけれども、通所型ということをございまして、月1回というのはご存じのエプロンサービスでございまして、あと年4回というところは総合福祉センターのほうで実施しております遊佐町ボランティア連絡協議会所属のきらめきサポーターによって実施している通いの場があるところでございますが、そちらで年4回、寸劇や食事会などのイベントをしているということでございます。様々企画はサポーターの方がしていただいているということで、やはり食事をみんなで食べるということの一つ楽しみもあるということで、感想をお聞きしているところです。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） ご答弁ありがとうございます。

今、共に食事をするというご答弁でした。ほかの自治体では、山形県外の自治体なのですけれども、共食、共食推進事業、共に食べるということだそうです。共食、1人でする食事、孤食に対し、家族や友人と一緒にする食事を共食と言い、低栄養の予防や外出機会の拡大、生きがいづくりにつながることから、実施市では共食の取組を進めていますと。集いの場における共食推進、集いの場に出向き、共食を根づかせるために段階的に支援を行っている。食事づくりで支援が必要な場合には、食生活改善推進委員協議会というものが実施市にはあるようでございます。そこから協力をいただいて実施していると。また、集いの場のニーズに合わせて、低栄養予防のための情報提供や、先ほど当町でもやっている栄養士による講話も併せて行っているという事案でございました。これはやはり食事という面から非常に重要であろうかと思います。福祉課長も先ほど私に、月1回、年4回というようにご紹介をしていただきました。これはやはり非常によろしい施策だと思っております。さらにこれを広げるという構想は、当町、今現在お持ちでございますか。

議長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

健康寿命を延伸するための3つの柱ということで、運動と食事と社会参加というものがございますけれども、やはり食事というのは日々食べるものでございますので、重要性を感じているところでございます。通いの場における共食というところについては、やはり地域の方で通いの場を運営していただいていると

いうことでございますので、そういうことを紹介しながら広がっていただくことを期待したいかと思いますけれども、町のほうでやっております介護予防の中で、食事を伴いますものが2つございますので、ご紹介をさせていただければと思います。

1つは、ゆったり健康サロンというものを以前からしております、温泉施設を利用した介護予防サービスを提供してございます。介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした生活を送れるようにということで、お食事、入浴、健康状態の確認、それと様々なイベントをしまして介護予防の訓練をしているところでございます。今年度11回予定しているところでございまして、今年は、今年度は各回ごとにテーマを設けてさせていただいております。例えば5月であれば食事ということで、高齢者の基本的な食事、減塩、6月は口腔ということでお口の健康、歯磨きの仕方、7月は足腰の痛みということで、ケアと予防ということで作業療法士さんなどが入っていただいております。こういった取組をしておりまして、そして今年11月から新たに食事の部分に、先ほど議員がおっしゃっていました食生活改善推進協議会との関わりを持たせたいと思っております。本町の遊佐町の食生活改善推進協議会は、今年で58年目ということで、県内でも歴史のある協議会でございまして、様々、せんだってのツーデーマーチ等でもおみそ汁提供をさせていただきまして、町の事業にご協力をいただいている団体でございます。こちらの協議会からご協力をいただきまして、町の管理栄養士が献立を立てまして、お弁当のほうを提供していく予定となっております。

そしてもう一つ、2つ目の事業紹介でございますが、IADL訓練事業ということがございまして、対象65歳以上の男性を原則にしてということで実施をしているものでございます。管理栄養士による家事訓練ということで、主に料理、調理実習をしているところで、お話の中も低栄養についてということで話をさせていただいております。参加者の声の中には、大人数で食べるのがすごく楽しかったですか、少しずつ興味が湧いてきたのでやってみたいですか、あと栄養のバランスの取り方を知ることができてよかったですということで、食事に対する関心を持っていただく動機づけになったのではないかかなというところで思っておりますので、こういった予防教室事業につきましてもこれからもやっていきたいと思っているところです。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） 説明ありがとうございます。今の事業を積極的に行っていただければ、非常に町民の皆様の健康寿命の延伸につながるのだと思います。しかし、なかなか出てこられる方が定着化、新しい人がなかなか来ないというような現実もあろうかと思われますので、その点をやはり打破するような対策も必要かと思ってございます。まずは町民の自覚が一番大事かなと思っております。その自覚をしていただく上でも、やはり積極的なその都度その都度の広報が大事かと思ってございます。食事、今先ほど食事、運動、社会参画、いろいろな定義があるようなことです。食事、運動、睡眠だとか、いろんな方策があるようでございますが、ひとえに健康寿命を延ばすということであろうかと思いますので、実際問題、この年にならないと分からぬことというのがあるのです、やはり。これは実体験でございます。若い頃とは全然違うというのが実体験であります。意識して私も動くようにはしております。周りにもできれば声掛けをしたいと思ってございます。

私が参画している百歳体操、だんだん、だんだん少なくなつて、卒業されている方が多くなつてゐる現状です。やはりそこに来ていただくためには、今までの状態ではなく、さらに突っ込んで、やはり共食、食事も出るのだよというようなことも必要かなと思ってございます。やはり人間食べないことには、必ず不都合、不備が出てくると思ってございます。社会福祉協議会等との連携も大切かと思います。社会福祉協議会で今実施している、当町のホームページにもございました配食サービス、これ現在83名の方の利用だそうです。83名。独り暮らしの方々からすれば、83名多いのかなといえばそうでもないかなと。それで、町のホームページでは、こういうサービスをやっているから参加をしませんかというようなお誘いのホームページでございましたので、それなんかもやはり積極的に町民の方々にアピールするというのも一つ重要なと思われます。

健康寿命と関連しまして遊佐町電力データを用いたフレイル予防事業、これは残念ながら今問合せが1つ、1件だけというご答弁でございました。7月1日に始まったばかりですので、なかなか周知されていないというのも事実でしょうが、今後やはりこれを推し進めるためには、個々具体的な、対象者に先ほどご答弁ありました。今回補正予算で予算計上されているところでございました。大体おおよそ対象の方々の人数、どれくらいの人数になるか。おおよそで結構でございます。よろしくお願ひします。

議長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

対象者が遊佐町在住の65歳以上の独り暮らしの方、そして要介護認定を受けていない方、あとは太陽光の発電を設置していない方という条件でございまして、こちらのほうでは800人程度ということで見込んでいるところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） 800人。800の方が全て申し込んでいただければ非常によろしいのだと思います。先進地、今もう実際にやっている市の感想、健康な状態に回復をしたというような報告もあります。試験運転をした結果、フレイルリスクの高い高齢者が、トータルで11人に上つて対応したが、試験運用が終わる頃には、その11人のうち8人が健康な状態に回復したというような事例も見受けられます。これはやはり無料ですので、簡単な手続かどうか、私全然理解していないのですけれども、こういう11人のうち8人がフレイルから脱却したという報告もございますので、ぜひこれを進めて、遊佐町の皆さんのが健康で過ごせるような対策にしていただきたいと希望します。フレイル予防事業については、これで終わりたいと思います。

次に、提言のことございます。ご答弁で令和3年から実施ということでございました。手前みそなのですけれども、令和2年9月の第539回の定例会で、私当時、防災行政無線で広報がなされていないという事実から、気づきのための注意放送をしてはいかがかと提言させていただきました。これもやはり82歳の方が熱中症でお亡くなりになつたという事案を受けての提言でございます。今回もやはりお亡くなりになつた。残念ながらお亡くなりになつた方がいらっしゃるという事実を踏まえまして、やはり適宜適切な時期に、今現在は9時頃に1回というように記憶しておりますが、やはりお昼頃にもう一回、暑くなるときに1回、これを定める。今はどういう規定で実施しているのか。多分その規定がないということですので、

これはやはりつくるべきではないかなと思ってございます。また、町民の安全を確保するためには、当然休みの日、祝日、役場庁舎が休みだから放送は休みますでは、これは私一町民としては納得がいきません。今のDXとでも申しましょうか、ちょっと工夫をすれば、これは簡単にできるのではないかという思いでございます。なぜかといいますと、12時と5時にチャイムが鳴ります。休みでも鳴ります。何で鳴るのかといったら、もうその機器にこの時間にこういうものを流すという指令をしているから流れるのだろうと思ってございます。それも、今はどなたか係の方が口頭で言っているような感じですけれども、録音して流せば全く問題ないと思います。これは町長、いかがですか。これ休みだからやらない。やれないのではないのだと思います。今まで気がつかなかつただけの話だと思います。私は今提言をしました。日曜、祝日でも熱中症は発生します。それに対してやはり町は対応しなければならないというふうに私は強く思っています。いかがお考えですか。ご答弁お願いします。

議長（高橋冠治君） 高橋副町長。

副町長（高橋務君） 防災無線による広報につきましては、非常に効果的ではあるというふうに思っているところでおりますけれども、一方ですぐ近くの住宅につきましては、何度も流されるとやはり大変だというふうなこともお聞きをしておりますので、所管のところで十分検討しながら対応してまいりたいというふうに思います。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） 人の命とうるさいのをどっち取るかです。やはりうるさいということは、それはあるのかもしれないけれども、それは我慢してもらう受容範囲の中にあろうかなと思ってございます。うるさいのと人の命、どちらを重要視するか、それにかかっているのだと思います。我慢してもらいましょう、そのくらいは。やはり事実としてお亡くなりになった方がいらっしゃるという、こういう事実は変えられないですから、やはり今後。でも、毎日に鳴るわけではないですか、12時と5時ですか。「ぞうさん、ぞうさん」だと、「夕焼け小焼け」だとというような音楽になります。それにまでうるさいという方いらっしゃるのですか。ちょっと私分からないのですけれども、それについて苦情とかあるのでしょうか。今副町長、うるさいという方がいらっしゃるというようなことでしたので、定期放送に対しての苦情というものはあるのでしょうか。

議長（高橋冠治君） 高橋副町長。

副町長（高橋務君） お答えをします。

防災無線につきましては、基本的には緊急時の広報等に活用するというふうなことで整備をしているものでございますので、どうしても立地的にスピーカーに近い場合は音量が大きくて、やはり日常生活に支障があるというふうな声がゼロではないというふうに認識しております。確かに人の命を守ることでは重要なことでもございますので、放送の頻度ですとか内容、あるいは時間的なものも含めて十分所管で検討しながら対応すべき課題であるというふうに思っているところでございます。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） 私、今手元に持っているのは、環境省、気象庁が出しました令和3年1月の地方公共団体向け説明会資料、地方公共団体向けに作った熱中症警戒アラートについてというパンフレットです。これ、どういうふうに周知をするかということでございます。やはり防災行政無線を使いましょう

ということです。それで事前通知として、これは重要だから、皆さん理解してくださいという事前通知を市報、これはとある市のことを主体に書いてありますから、市報、ホームページで、いろいろ書いてあります。JAの広報紙とか、JAの広報だと、青パトで回るだとか、いろんなことが書いてあります。やはりそれくらい人の命は大切だということを言っているのだと私は思っております。残念ながらこういう事態が起きた。これは、先ほども私言いましたけれども、初めてではないのです。あと重症の方も新聞報道されています。やはりその点を考えれば、うるさいというような方はいらっしゃっても、いろんな方いらっしゃいますよ、世の中には。だけれども、人の命には代えられないと私は思ってございます。ですから、この点につきましては可及的速やかな対応をお願いをしたいと思ってございます。いかがでござりますか。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） お答えさせていただきます。

佐藤俊太郎議員、健康について議論いただき、そして健康寿命、またフレイルの話とかあるありがとうございます。佐藤俊太郎議員のおっしゃっていること、私たちの考えている、執行部も同じ方向を向いていると思っています。熱中症予防についても、町といたしましても、うるさいとおっしゃっている方と人の命と比較はちょっとここの議論は避けたいのですが、遊佐町といたしましてもなるべく熱中症の方が出ないように、これからもできる範囲で努力してまいりたいと思います。

1つだけ、新聞報道などで、今佐藤俊太郎議員の通告のほうであった女性の方の死亡なのですが、やはり役場のほうにも熱中症ということで報道していいですかとか、いろんな問合せがあったのでございました。たまたま本当にお母様を亡くした方から伺ったのですが、やはり熱中症であるとかないとか、そういうことには触れられたくないのだけれどもという話を伺っていたのですが、やはり報道というものは知り得たときから流すということで、それが本当かどうかというのはなかなか難しい時代でございますので、まずこの議会においては熱中症予防ということで大きな観点で議論させていただくということで、そこだけご理解いただければと思います。また、遊佐町においては、どのようにして高齢者の方の命、または町民の方の命を守るかを丁寧に考えてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

私からは以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） 答弁ありがとうございます。いろいろな考え方があると思います。しかし、何回も同じようなこと言いますけれども、「人の命は地球よりも重い」なんていう言葉もございます。今後、やはり我々は自分を律する、自己責任で熱中症にならない対応をするというのは当然でございます。しかし、ともすると人間忘れがちです。忘れているときに、どなたかから、これ気をつけなければ駄目だよというようなことがぼつとあって、そうだねという気づき。気づけたということで、このアラートということですので、やはり気づかない人に気づいてもらう、気づいている人は熱中症にならないのだと思います。フレイルだとか健康寿命、そういうものもやはり自己責任の世界ではございますが、やはり自己責任の中にでも町ができる公共的な助言、助力、いろいろなことがあります。実際やっているわけです。その精度の向上、よりよいものにしていくという気持ちで皆さんが動いているというのは重々承知の上です。さらにそれを磨きをかけていただきたいと思って質問をさせていただきました。いい結果が多分出るという

ことを信じております。

これで私の質問は終わります。ありがとうございます。

議長（高橋冠治君） これにて8番、佐藤俊太郎議員の一般質問は終わります。

3時5分まで休憩いたします。

（午後2時47分）

休 憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後3時05分）

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 皆様お疲れのところかと思いますが、もう少しお付き合いをお願いします。今回も人数的には最後ではないのですが、9月議会最後的一般質問をさせていただきます。

6月的一般質問で町に必要な人材確保についてお聞きしました。その答弁は、人材は足りているというものでした。ですが、8月の町の広報には職員募集の案内が出ておりました。このような矛盾とも思えることが起こると、その組織で働いている人が一番困惑するのではないかと心配しています。どうか職員の方のやる気をそぐようなことができるだけ少ない遊佐町役場であることを切に願いまして、今回の一般質問に入ります。

まずは、町の不登校への対応についてお聞きします。文科省の発表では、令和5年、2023年度の不登校の小中学生は34万6,000人を超え、11年連続で過去最多となっています。平成29年、2017年に教育機会確保法が制定され、不登校は問題行動ではない、学校復帰を目指すのではなく社会的自立を目指す、子供や親への必要な情報提供をするなどとしています。また、令和5年、2023年には、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランも文科省より発表されています。不登校は、一人一人で原因も事情も異なるため、それぞれ対応も異なってくる繊細な問題で、テーマにしにくい雰囲気ではありますが、遊佐町にもそのことで困っている人、悩んでいる人がいると感じ、今回質問しようと思いました。不登校は当事者の子供だけでなく、保護者も我が子の学びをどう確保するのか、自分の育て方のせいだろうか、子供が家にいることで仕事を休む必要があるなど、大変不安を感じると聞いております。必要な情報を学校では提供してもらえず、自分で探すしかなかったという声もあります。また、鶴岡にある不登校の子を持つ保護者の会に問い合わせたところ、遊佐の方からも問合せはあるとのことでした。それでも、一番大変なときに、保護者の方に必要な情報が届かず、つらい思いをされている保護者が多いというお話を聞きました。町は、不登校の児童生徒、その保護者たちに情報提供も含め、どのような支援、対応を行っているのか、現状をお聞きします。

次に、遊佐沖洋上風力発電事業についてお聞きします。7月に初めて事業者による事業説明会が6地区で実施されました。風車が岸から近いこと、風車の位置がまだ示されない、健康被害のことなど疑問や心配の声がありました。住民合意の下で進んでいるはずの事業ですが、まだ不安の払拭や理解はそこまで進んでいないように私には見えます。今後、町はどのように対応していくのかをお聞きします。

以上、壇上の質問を終わります。よろしくお願ひします。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） それでは、本日最後のご質問をいただきました駒井議員の質問に答えさせていただきます。

その前に、役場の職員のやる気をそがないよう、遊佐町役場の職員を大事にして、これからも努めてまいります。

初めに、遊佐町の不登校の現状についてでございますが、過去5年間の不登校児童生徒数の推移を見ますと、小学校では微増、中学校では増加しているという状況です。令和6年度の不登校児童生徒数の1,000人当たりの割合で見ますと、小学校では国や県の値よりも低く、中学校では国や県の値よりも高くなっています。庄内教育事務所管内の不登校の悩みや相談では、小学校は学校生活に対してやる気が出ないなどの相談が一番多く、次いで生活リズムの不調に関する相談、いじめ以外の友人関係をめぐる問題などの相談の順で相談が寄せられています。中学校では生活リズムの不調に関する相談が一番多く、次いで学校生活に対してやる気が出ないなどの相談、不安、抑鬱の相談の順で相談が寄せられている状況にあります。これらを踏まえ小中学校では魅力ある学校づくりに努め、学校や集団で味わえる楽しい体験を大事にしているところでございます。

不登校は問題行動として捉えるのではなく、その背景にある原因を理解し、子供一人一人に寄り添った支援を丁寧に行っていくことが重要と考えております。その中で、個々の状況に応じた多様な学びや居場所を確保し、学習と成長を支えていくことが自治体の責務となっております。学校では児童生徒の状態や心を思い、保護者の気持ちや願いを知るために、電話連絡や家庭訪問を行い、個々のケースに応じた状況理解に努めるとともに、児童生徒や保護者が安心して学校とつながりを保てるよう支援しております。また、登校することや授業に参加することを早急に求めず、校内の教育支援センター、保健室、別室、リモート、友遊スクールなどを選択的に利用した学習保障や自立支援の取組を進めていっておりまます。一人一人が自分が受け入れられているという安心感とともに過ごせる環境の下、自分の意思で判断し行動する経験を少しづつ積み重ねていくことが大切であり、登校の再開だけではなく、児童生徒が自己肯定感を高め、長期的な視野で将来の社会的自立につながる力を育むことを目標に取り組んでおります。

教育委員会では、児童生徒の心の状態を把握するためのアンケート調査にかかる費用を予算化して小中学校で実施しております。また、スクールカウンセラー2名、スクールソーシャルワーカー1名を配置して教職員と情報を共有し、実態に応じて児童生徒や保護者との面談、家庭訪問なども行っております。定期的に面談や相談をしているケースもあり、長期間継続して関わることで信頼関係ができ状況が改善するなど、よい方向に進んでいるものもあり、その時々の必要に応じて、医療、福祉関係者とも連携するなど、今後も専門分野の方々や関係機関と連携を図り、児童生徒と保護者の支援体制や相談できる環境をさらに整えていきたいと考えております。

不登校の未然防止や予兆の把握というのは、とても大事なことであると同時に、とても難しいこともあります。今後もアンケートや日常生活での小さな変化を見逃さず、情報を共有し、担任団や管理職、教育委員会などがさらに共有して、よりよい個別的な対応を考え、チームとして支援に当たるようにしていきたいと思います。また、保護者に対しても、より相談しやすい環境づくりや情報提供に努め、悩みや孤

立感が何とか解消できるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の質問であります。遊佐町沖洋上風力発電につきましては、昨年12月の事業者選定以来、県や事業者、そして漁業関係者も交え、海底地盤調査や漁業影響調査などの各種調査の取り組み方も含め、事業の進め方について、一つ一つ協議しながら進めているところです。こうした調査などの結果を踏まえた上で、具体的な風車の位置や工事の方法など、順次、町民の皆さんにお示ししていく予定です。現時点では、まだ詳細について答えられないこともありますので、先日の住民説明会における皆さんの疑問や心配の声はかかるべきものであると思います。こうした声にきちんと答えられるよう、調査、検討が進められていますので、町の対応としましても、これまで議会で答弁させていただいておりますとおり、引き続き国や県、選定事業者と協力しながら、安全かつ着実に事業が進むよう、責任を持って関わっていきたいと考えております。

以上、壇上からの答弁でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） 町長、詳しい答弁ありがとうございます。

まずは不登校についてお聞きます。不登校の児童生徒の推移、原因、子供、保護者への対応について詳しくご答弁ありがとうございます。過去5年間で、町の小中学校で不登校の子供たちは微増、または増加傾向であるということを理解しました。過去5年といいますと、コロナ禍の影響も大きいのだろうなと推測します。登校を一番の目的にするのではなく、個別に別室、保健室、オンラインなどそれぞれ対応しているとのことで心強く思います。

そこで、荒木課長にお聞きます。小中学校の不登校友遊スクールとは別に、校内に教育支援センターがあるとは知りませんでした。それは、小中学校どちらにも設置されているのでしょうか。支援センターではどのようなスタッフ体制で児童生徒を支えているのでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

今小中学校の教育支援センターということについての問合せでございました。遊佐小学校につきましては、体育館のミーティングルームをそういった教育支援センターとして、そういう使い方をしておりまして、スタッフにつきましては県費の会計年度職員であります学習指導員の先生がその対応に当たっているというようなところでございます。中学校につきましては、体育館の玄関隣の管理事務室、そこを教育支援センターとして使用しております、これは町の会計年度職員の特別支援教育支援員がこちらを利用する際に対応に当たっているというようなところでございました。なかなかいろんな形態がありまして、自分の教室に入れないとかそういう場合に学びを保障するために学習の場として、いわゆる別室的な形での利用というようなところで活用をしているというようなところでございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） ありがとうございます。小学校ではミーティングルーム、中学校では体育館脇の小さな部屋ということで、そこが別室と呼ばれるものが教育支援センターということで活用されているということを理解しました。県費の学習指導員の方は、多分毎日は来られないですが、来た日にそ

の子がいれば対応するというような形で支援されているのかなと想像しています。また、中学校のほうでは町で雇っている特別支援員の方がそういう子がいればそこに対応するということで、その子専属で、その部屋専属でついているわけではないということを理解しました。

次に、学校外の教育支援センターで友遊スクールというのがあると思うのですけれども、何か話を聞いていると、利用されている子供たちはそんなに多くないような感じなのですが、利用頻度が低いのはどうしてだと課長はお考えでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

やっぱりいろんな形態があると思うのですけれども、その中で友遊スクール、こちらにも通うということになりますと、なかなかやっぱり自分一人で通うには、町内かなり広い範囲にありますので、やっぱりもしかしたら行きたくても、ちょっとやっぱり自分で行けないというようなケースもあるのかなというふうには推測しております。そういった中で、今まで昨年トレセンのほうに、トレーニングセンターの2階のほうに設置してあったのが、今度アスベスト問題等もございましたので、旧藤崎小学校のほうに移転を去年からしております。そちらのほうは比較的校舎も新しいこともありますし、よい環境といいますか、トレセンよりは明るい環境で、しかも体育館なんかも使えるというような中で活用されているのかなというふうに思います。それであってもやっぱり立地的な問題とかもありますし、中にはやっぱり旧学校の施設でありますので、学校に対してやっぱりちょっと何か違和感を持つような方もいるのではないかというような、そういった推測もされるところでございますので、様々な要因の中で、今現在3名登録といいますか、通っている方、常時来ているのは大体1人とかというような形で人数は押さえているのですけれども、人数的には大体このような形で推移しているというようなところであります。しかしながら、多様な学びの場を確保するという意味では非常に有効な手段だと思っておりますので、これからもより通いやすい体制に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） 詳しくありがとうございます。交通手段の問題ですか、学校という外観でもうちょっと無理かなという人もいるという様々な理由が考えられることで、利用者が少ないということも分かりました。ただ、選択肢としてあるので、うまいこと周知して、活用してもらえるなら活用してもらえたらしいのかなと思っています。

次に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも相談に乗っているということで、これもとても学校の外の人が相談に乗ってくれるということで、とてもありがたい制度だと思います。このように2か月ごとに小学校と中学校で予定をこのように配ってくれるのですけれども、何か日時は分かるのですけれども、どのように相談していくかというところが何も書いていてなくて、相談されているということなので、分かっている人は分かっているのでしょうかけれども、ちょっと私のように、これちょっと気になるけれども、どうしたらというときにちょっと分からないので、予約の方法とか、せめて電話番号とか書いてもらえると、次の行動が取りやすいというか、次の行動へのハードルが低くなるのかなと思っています。同じ学校から配られたので、ハラスメントホット相談というチラシはあるのですが、これだとここに

ちゃんと連絡先ということで電話番号が書いているので、やっぱり相談するチラシには連絡先とか予約方法は書いたほうが親切かなと思いました。これは意見というか、次、検討いただけたらと思います。

それで、スクールソーシャルワーカーですとかスクールカウンセラーなどで面談とか電話相談とか行っているということは分かったのですけれども、保護者の支援もこのカウンセラーが行っているということになりますでしょうか。私の想像なのですけれども、あくまでもソーシャルワーカーやスクールカウンセラーは、児童生徒に焦点を当てて相談に対応しているのではないかと想像しています。なので、不登校の子は大体家にいて、保護者も孤立とか孤独とか、これからどうしたらしいのかなと不安を感じていることが多いと聞きます。不登校を持つ親の全国のアンケートでは、子供や親が学校以外で安心できる居場所が必要という声が多いというアンケートもあります。

そこでお聞きしますが、保護者の不安に対してはどのような支援を行っておりますでしょうか。鶴岡にありますような保護者の親の会みたいなところで同じ悩みを持つ人と共有したり、悩みを共有するということで少し安心したりすることもあるのだと思います。例えば健康福祉の分野になりますけれども、認知症の人を支える家族の人が集まって気持ちを共有するという場があったりするかと思いますが、不登校で保護者の人たちが気持ちを共有したり、先輩保護者さんからお話を聞くというところは遊佐にはありますでしょうか。また、遊佐では行っていないけれども、ここではこういう場所がありますよとか、こんな相談の場所がありますよというような情報提供は、学校か教育課か分かりませんけれども、情報提供などしているのか、お分かりでしたらお願ひします。

議長（高橋冠治君）　　荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木茂君）　　お答えいたします。

相談体制ということですけれども、特に今保護者の方も非常に不安に思っているというようなところで、本当にそういった気持ち、よく私も分かるところでございますけれども、特にスクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーがおりますので、そういった方々、当然保護者の方のほうからも相談していただきてもいいわけですし、特にスクールソーシャルワーカーにつきましては、特に家庭環境等に問題ある場合など、こういった方々から活躍してもらっているというような状況でございます。カウンセラーだと悩みとかそういった、あと子供たちのいろんな今の気持ちとか、そういったところの部分での支援、相談ということになろうかと思います。あと、町のほうでも友遊スクールのほうに教育相談の電話ありますので、そちらのほうに相談してもらうと、友遊スクールの担当の先生のほうがいろんな相談に乗っていただけるということでもございますので、そういった形で相談体制はこれからもっともっと本当に必要になってくると思いますので、今どういうふうに相談したらいいか分からぬというような話もございました。基本的には担任の先生とか、それから学校の中で先生方に相談してもらえば、スクールカウンセラーにつないでとか、調整しながら、日程調整しながらつないでということになろうかと思いますけれども、その辺やっぱりどうしてもいろいろな情報って、やっぱり心配している人は自分でネットで探してとか、そういった形でアプローチしていくものだと思いますので、こちらのほうももっとそういうホームページの充実とか、そういった部分にはしっかり努めてまいりたいというふうに思います。どうもありがとうございます。

議長（高橋冠治君）　　3番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） 子供のことだけでなく、保護者自身のこともスクールソーシャルワーカーですか、教育相談、水曜日の電話相談でしていいということを理解しました。そのことをなかなか分かりづらいと思いますので、そういう点も一言添えて何か周知とかしていただけとありがたいかなと思っています。

今課長からお話をありましたように、今は情報をネットで検索している人が多いと思います。なので、遊佐町の不登校についての情報もネットで検索してみたのですが、遊佐町のホームページ内の検索では、ホームページ内の検索で不登校って入れたら、困ったときの相談一覧というものが一番関連した情報だったかなという印象です。遊佐町のホームページのトップページの子育て・教育から学校教育というところをクリックしていくと、学校教育のところでは不登校関連の情報は何もありませんでした。一番下の遊佐高関連の情報が一番多いくらいでした。ほかの庄内地域の市と町のホームページも確認してみたのですけれども、酒田市が教育相談という項目で一番情報量を提供している印象でした。それと、先ほども出てきた教育支援センターの友遊スクールの情報は、ホームページで検索してもなかなか出てこないような感じでしたので、もうちょっと目につきやすいところ、支援体制としてせっかくあるものですから、支援体制としてあるもの、またどのような相談場所があるのかというところだけでも学校教育のところにとか、もう少し目につきやすいところに表示してもらえるといいのかなと思いますので、ぜひご検討よろしくお願ひします。

また、学校とか、荒木課長も先ほど気軽に相談してくださいって、先生に相談してくださいというのですが、担任の先生に相談するのが一番ハードルが高いという声も聞きます。担任の先生に相談して変わらなかつたら、その後どうすればいいのかなという声もあります。教員の働き方改革と言われてしばらくたちますが、教職員の精神疾患や病気で休職する人も毎年増えていると聞きます。プログラミングや英語などの教科が小学校では増えたり、主体的な学びという新しい内容など教員の方たちも本当に大変で、子供たちに十分に時間をかけることが難しい状況なのかなと思っています。そのため、先ほども出てきた支援員なのですけれども、遊佐町では今でも多いと聞いていますのですけれども、もう少し保護者の相談に対応するような支援員、また先ほど出てきた中学校の別室登校のための支援員を増やすということをご検討いただくことはできないでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

マンパワーの充実というものが非常に重要になってくるのかなというふうに思います。そういった中で、不登校が非常に増加傾向であるというのは大変重要な課題なのかなというふうに思いますので、そういった現状に照らしながら、またあといろんなニーズに照らしながら、そういった部分、対応可能かどうか検討を進めてまいりたいというふうに思います。特になかなか担任の先生が相談しにくいというような問題に関しては、ほかの様々な先生であるとか、メール等もありますので、いろいろ、特に中には教育委員会に連絡してくる方もいるかと思います。そういった中で門戸を開きながら、遠慮せず相談いただける体制、これからもつくってまいりたいというふうに思います。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） 相談しやすい体制をつくっていただけるとのことで、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

学校に相談しにくいという場合でしたら、社会福祉協議会で月2回フリースペースが開催されていて、保健師さんを通して相談したり、行くということも可能だそうです。その場所は、誰が来ても、何をしてもオーケーだそうですので、学校の外の支援についても、課が違うからということではなくて、情報提供をしてもらえると、子供や保護者にとって選択肢が増えるのではないかと思いますので、ご検討お願ひしたいと思います。学校や不登校に対する考えは、本当に人それぞれですし、こうあるべきと言えるものもないかと思います。学校に復帰するのがゴール、正解ではなく、その子たちに合った方法で進んでいけるよう支援するのが大事なことなのかなと感じています。学校以外の居場所の選択肢も含め、町では引き続き考えてもらえたならと思い、この不登校については終わります。

では次に、洋上風力についてお聞きします。6地区での説明会では、現在稼働している陸上風車で健康被害を訴える方がおり、このまま洋上風力が建つたらどうなるのかと強い不安を口にしていました。2年前、私がした令和5年の9月の一般質問では、被害はないと地区から情報をいただいていると時田町長からご答弁いただきました。7月の説明会では、事業者さんは、そのようなことが起こらないように対応しますという回答だったかと思いますが、具体的な風車の位置などが示されるのが1年後だという状況の中、その言葉だけを信用するのは難しい状況だと思います。町では、この状況をどのように受け止め、どのように対応していらっしゃるのでしょうか。産業課長、お願ひします。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

先日、説明会各地区で行わせていただいたわけですけれども、その際に陸上風車での健康被害を訴える方いらっしゃいました。恐らく町に対して、現在の陸上風車で町に対して健康被害を訴えられたのは多分それが初めてなのではないかというふうに受け止めているところであります。説明会の中でいろんな不安や心配の声出ておりました。これまでと同様でありますけれども、それについてはこれまでも答弁させていただいておりますが、町のほうでも認識をしているところでありますし、現在、事業者のほうで環境アセスを進めているわけですので、1年後というのは現在アセスを行って、その結果をもって町民の皆さんにしっかりと説明するというような説明の仕方であったわけですので、その1年後、町としましてもその事業者の結果がまとまらないと、現段階ではコメントはこうですというふうなことは言えないのかなというふうに思っておりますし、しっかりとそれを踏まえていろいろと判断することが出てくるのかなというふうに思っております。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） では、陸上風車の被害を訴えている方については、特に町では対応していないということでしたでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

基本的に以前も答弁させていただいたと思いますが、陸上風車についての対応については、第一義的に

は事業者が対応するものというふうに考えているところであります。しかしながら、今回説明会のほうで初めてそういう話題にあったわけですので、これまでその方につきましては町と事業所と一緒に聞き取りを1回行わせていただきまして、なお細かいところといいますか、どういう状況だったかというところをお聞かせいただいたところでありますし、その後もう一回事業者のほうで直接ご自宅のほうにも伺いたいということがあったものですから、それには町の産業課の担当者、加えて健康福祉課のほうにもお願いして、保健師さんからも同行いただいて、聞き取りということでは1回伺わせていただいておりました。その後、具体的にどう対応するかというのはまだ決まっていない状況でありますので、引き続き事業者とコントクトを取りながら対応を進めていきたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 聞き取りなど対応されていて、具体的な対応は事業者を中心にこれからしていくという理解なのかなと思っています。風車で本当に眠れないですか、そのような大変な思いをして、一番ゆっくりできるはずのおうちでゆっくりできないというのは大変な状況だと思いますし、やっぱり由利本荘の被害を訴える方でも、冬に風車が一番速く回るときに症状がひどくなるというお話をしたので、冬になる前に何かしら具体的な対応をしていただけたらと切に思っています。

それで、陸上風車のときは、地区と業者さんが協定を結んだと聞いていまして、その内容に沿って今回対応したという形になるのかなと理解しています。その協定の内容というのが、令和2年の12月の一般質問で11番議員がしていた内容にありましたので、4つほど協定の内容が記載されていましたけれども、被害が発生した場合は直ちに発生の原因の排除に努め、改善が見られない場合は施設の運転縮小か停止を含め、運転方法について協議すること、あとは周辺住民に明らかな損害を与えた場合には、速やかに誠意を持って必要な措置を講じることということがあります。洋上風力事業でも協定を結ぶということを2年前にお聞きしました。これは町と事業者が結ぶということになりますでしょうか。今あるような内容で陸上風車と同じような内容になりますでしょうか。もし締結するとするなら、実効性のあるものを内容でしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

今議員おっしゃられるとおり、陸上風車の協定につきましては、集落と事業者が町を立会人という形で協定を結んだというふうな形だったと認識しております。洋上風力発電事業につきましては、基本的には詳細をまだ詰めていないところ、全く詰めていないところですが、基本的には町と事業者が協定を結ぶ、個人的には県も入れたいと思っていますが、多分県は入ってはいただけないと思いますので、県が最悪というか、最低、立会人というような形、基本的には町と事業者という形が協定の締結になろうかというふうに考えております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） ありがとうございます。県も推進してきた立場というか、そういうところもありますので、ぜひ巻き込んで実効性のある協定を結ぶなら結んでいただきたいと思います。

先ほどの説明会で発言された方は、令和5年の春頃にまちづくりセンターに相談したが、聞き入れてもらえなかつたというお話でした。自分が耳鳴りや頭痛など苦しい思いをしていて、勇気を出して相談しに行っても、そのような対応をされたとなると、その方はどのような気持ちだったのかと切なくなります。先ほども話したとおり、令和5年の9月の一般質問で当時の町長は、地区からはそのような話は聞いていないということでした。そうなると、どのような基準で何でもないと判断したのかが気になります。基準などがあったのか、お分かりでしたら教えてください。または、まちづくりセンターでは問題ないと判断したから、町までは報告が行かなかつたという状況なのでしょうか。当時の状況がお分かりでしたらお願いします。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、町に対しての健康被害の訴えというのは今回初めてだとご本人も言っておりました。令和5年当時の話については、町には何の報告も受けておりませんので、そちらについては把握をしておりません。ただお話、最近といいますか、当時は把握しておりませんが、地元のほうから相談を受けたというようなところの中で、地元のほうでは環境アセスを行った事業所さんからその方に説明をいただいたというふうな経過だけは伺っております。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） 当時の状況ありがとうございます。その当時は、どちらにしても町には情報が届かなかつたということを理解しました。

では、議長に許可いただいた図を示してください。ちょっと見にくいかもしれませんが、タブレットにも入っていますので、タブレットで見れる方は見てください。赤い線で囲ったところが洋上風力が建つ予定地で、すぐそこの右側にちょっと四角く、長四角のところがあるのですけれども、そこが今陸上風車が10基建っているところです。実はほかにも健康被害を今この陸上風車で受けている人たちがいるのかもしれません。風車の被害、いわゆる風車病というのは、睡眠障害、目まい、頭痛、耳鳴り、吐き気などで論文では症例が報告されているそうですが、医学的症例では認められていないので、その症状がもしかして出ているかもしれないけれども、風車のせいだと思う人が少ないのかもしれませんし、事業者さんがいろいろ環境をよくしてくれている中、症状を自覚しているけれども、申し訳なくて言い出せないですとか、周りの目があるから言い出せないという人もいるかもしれません。もう皆さんご存じかとは思いますけれども、超低周波、低周波被害というのは年数がたってから出る場合もあるそうですし、超低周波の波長は長く、1ヘルツで340メートルほど届くそうです。ヨーロッパでは15キロメートルでも影響したケースもあつたそうです。低周波、超低周波は耳には聞こえませんが、空気の振動で体に影響があるとされています。風車による影響で健康被害が出ているので、風車がないところだとその症状はなくなります。病院に行くときは風車から離れるわけですから、症状がないとされるのは当然だと言えます。そんな状況で洋上風車が建つて、さらに健康被害を今でも感じている方が洋上風車が建つことによって、また健康被害を感じたとき、どちらの風車で影響を受けているのかと事業者さんからたらい回しにされることはないでしょうか。その点が心配なのですが、どのようにご対応予定でしょうか。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

風車による低周波等の影響につきまして、影響があるという学者の先生の研究の内容、一方影響はないという学者の先生もいらっしゃいます。そういうところは把握をしているつもりであります。それぞれ健康被害についてですけれども、個々のケースでやはり異なるというところもあると思いますので、判断としては難しいものになるのだとは思っておりますが、少なくとも町としましては発電事業者に対しては誠実に対応していただきたいと思っておりますし、当然そのように要請もしていくというふうに思っております。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） 誠実な対応を求めていくということで、もし何かあったときにはぜひよろしくお願いしたいと思っています。その誠実な対応というのは、風車の停止なども含めて求めていくと考えてもいいですか。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） 先日の地区の住民説明会でも私から発言をさせていただいておりますが、当然健康被害というのはあってはならないという前提でありますので、そのようなところがあれば事業所のほうに当然要請をして、事業者が当然最低限の対応は取るのだと思いますが、改善されないような場合は停止を求めていくというところはしていかなければならないというふうに思っております。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） ありがとうございます。

そのような健康被害があったときの相談窓口を設置するというお話をしました。この相談窓口の点は、どこまでお話を進んでいるでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） 相談窓口の関係、以前もお答えさせていただきました。現在、具体的にはまだ話し合いというところは進んでおりません。先日の説明会、事業所の住民説明会のほうで、事業者のほうから一次対応の相談窓口として事業者側が設けるという説明もたしかあったというふうにご参加いただいた方は聞いています。そこはそこで事業者が一次窓口として相談を受けるのでしょうかけれども、その後、当然町、県合わせて対応していくという場を、以前からそういう窓口を設けるというふうに説明をしておりますが、その予定はしておりますが、まだ具体的には全くまだ今のところ何も進んでいないという、これから進めていくというふうに思っております。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） 窓口については、これからということ分かりました。

では、今進んでいることというのはありますでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

町長答弁の中でもご説明をさせていただきましたが、4月以降、海底地盤調査が進んでいるところ、その地元漁業者等との調整、また現在は漁業影響調査を来年度から実施することになりますが、その漁業影響調査をどのような形で進めるかというところを事業者のはうが、海面漁業者、町内で言えば遊佐の漁業者の皆さんとこれまで4回ですか、協議をしております。あとは県漁協ともそれぞれ、鮭組合さんともそれぞれということで、そういう形で今漁業影響調査を進める準備、今後、漁業影響調査の検討委員会というのを1回行いましたけれども、これからまた検討委員会が行われまして、実際は来年度から漁業影響調査は始まっていくと。現在、そのほかの進め方については、これから年末に向けては事業者も一緒に入った国の法定協議会が開催される予定となります。それに向けて、今いろんな調整、準備行っているところでありますし、その法定協議会を経て、現在事業者が提出している計画が正式決定という形になりますので、それに向けて今いろんな調整を進めているというような段階であります。先ほど来説明をしておりますまだ進んでいない件については、その後、順次進んでいくのかなというふうに思っております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 進んでいることについても教えていただき、ありがとうございました。

事業者さんは、環境省の参考値を使って低周波は風車に問題はないとするそうです。環境省が明確な基準をつくらないことがそもそも原因ではありますが、町は予防原則にのっとって健康被害に対応することは難しいのでしょうか。今現在、被害を訴えている人もいるのですが、その人の数が少ないから動いてもらえないでしょうか。

お隣の県で風車の低周波被害の知見を積み重ねているところがあります。実際に風車による健康被害だと医師が認め、医師の証明書が出されました。この12月には2週間風車を停止するというところまで行っているそうです。経済的な部分ではプラットフォームをつくって、視察など行っているのですし、住民の安全のためにぜひ一度そのように知見を積み重ねているところにお話を聞きに行っていただきたいのですが、ご検討いただけませんでしょうか。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

事業者が環境省の参考値を使って風車に問題はないとするという対応を取るという、現時点で議員がなぜそれをご存じなのかというのは後で教えていただきたいところでありますけれども、まだ町としましては事業者の調査は今進めている状態なので、コメントはできない状態かなというふうに思います。

また、お隣の県にお話をということでありますけれども、いろんな被害を訴えている方の情報は町としても収集しているつもりでありますし、国の調査、国のはうにもそういう健康被害との因果関係について示していただくようお願いをずっとしているところでありますので、国の見解を待ちたいというふうに思っているところです。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 先ほどの風車と問題はないというのは、ほかの陸上風車の例から情報を得て、

そのように質問しました。

あと、では8月末、先月に、秋田沖の事業者さんが洋上風力事業から撤退を表明しました。さらに今週に入ってから、風車部品の国内工場を閉鎖する企業さんも出てきました。事業者さんの説明会でも事業を取り巻く環境は厳しいというお話でしたが、遊佐沖の今後の見通しはどうなっていますでしょうか。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

報道にありましたとおり、先行の地域での選定事業者の撤退というのがあったわけですけれども、地元の県内の報道にも出ていましたとおり、遊佐沖の選定事業所である合同会社からは、その辺一定の環境の変化を織り込んだ上でということで計画を進めるというコメントもありましたし、いわゆる第1ラウンドと第3ラウンドでは要件が違いますので、町のほうにも翌日、報道の翌日すぐにしっかりと進めていくのだというような連絡はあったところではありますが、やはり現状、進めていくには厳しい状況、事業者側でも非常に厳しい状況だというふうには思ってはいるところです。今後、どういう形になっていくのかというのはまだ全然見通せないところですが、今回の第1ラウンドの撤退を受けて、それでも進めていくというコメントがありましたので、まずはそこに期待をしているというようなところであります。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 今のところ事業者さんは完遂を目指して進めていくという理解をいたしました。事業者さんの説明会でもあったのですけれども、再エネの電力は高いという、つくるのにコストがかかるから電気料金は高いですというお話を聞きました。事業性が厳しいとなると、さらに電気料金に転嫁されるという可能性もあるわけで、その分を税金で補填するということになるのなら、私たちはさらに高い税金を払うことになるのかなと心配してしまいます。高い税金を払って、そしてさらにもしかして健康被害を受ける可能性まであるとなると、幾ら地球温暖化防止のためとはいえ、そこまでやらなければいけないのかなと個人的には思ってしまいます。町ではぜひ住民の方が安全に暮らしていくという点に力を入れて、環境省とか事業者さん、県に働きかけてほしいですし、予防原則に沿った動きも入れて、今後動いていっていただきたいと思います。

これで私の質問は終わります。

議長（高橋冠治君） これにて3番、駒井江美子議員の一般質問は終わります。

これにて一般質問は全員終了いたしました。

次に、日程第2から日程第7まで、議第61号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）についてほか特別会計等補正予算3件、事件案件2件を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

松永町長。

町長（松永裕美君） それでは、提案理由を説明させていただきます。

議第61号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）。本案につきましては、令和6年度の一般会計において、繰越金の額が確定したこと、さらには当初予算編成後の各事業の進捗状況を勘案しながら、その緊急性や実効性などについて調整、検討した結果、歳入歳出予算の総額に7億500万円を増額し、歳入

歳出予算の総額を111億1,900万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、町税で4,200万円、地方交付税で278万4,000円、国庫支出金で2,316万6,000円、県支出金で1,055万6,000円、財産収入で1,058万7,000円、繰入金で2,920万円、繰越金で4億7,809万7,000円、諸収入で1万円、町債で1億860万円をそれぞれ増額し、歳入補正総額で7億500万円を増額補正するものであります。

一方、これに対応する歳出については、議会費で58万6,000円、総務費で3億4,383万6,000円、民生費で2,431万8,000円、衛生費で1,172万1,000円、農林水産業費で42万9,000円、商工費で1億4,115万4,000円、土木費で9,444万9,000円、教育費で3,029万1,000円、災害復旧費で5,480万円、諸支出金で150万円をそれぞれ増額する一方、消防費で508万4,000円を減額し、歳出補正総額で7億500万円を増額計上するものであります。

議第62号 令和7年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）。本案につきましては、介護保険係職員増員に伴う人件費の増、介護給付費及び地域支援事業による国庫、支払基金及び一般会計への過年度精算に伴う交付金などの返還の増額などが主なものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,100万円を増額し、歳入歳出予算の総額を19億5,400万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、保険料で7万4,000円、国庫支出金で7万7,000円、支払基金交付金で8万3,000円、県支出金で3万8,000円、一般会計繰入金で606万8,000円、前年度繰越金で3,466万円をそれぞれ増額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費で603万円、地域支援事業費で31万円、諸支出金で3,466万円をそれぞれ増額するものであります。

議第63号 令和7年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。本案につきましては、繰越金、諸支出金の増額が主なものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ260万円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億4,335万円とするもので、歳入について申し上げますと、繰越金で260万円を増額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、諸支出金で260万円を増額するものであります。

議第64号 令和7年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）。本案につきましては、令和7年度水道事業会計予算における第3条に定めた収益的支出について、営業費用の取水配水給水費で17万6,000円、総係費で233万4,000円を増額し、水道事業費用予定額を3億6,794万9,000円とするものであります。

議第73号 令和6年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分について。本案につきましては、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定により、水道事業会計における剰余金の処分を行うため提案するものであります。

議第74号 令和6年度遊佐町下水道事業会計剰余金の処分について。本案につきましては、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定により、下水道事業会計における剰余金の処分を行うため提案するものであります。

以上、補正予算案件4件、事件案件2件についてご説明申し上げました。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議 長（高橋冠治君） 次に、日程第8、補正予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第61号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）ほか特別会計等補正予算3件については、恒例により小職を除く議員11名による補正予算審査特別委員会を構成し、審査を行うことといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第39条の規定に基づき、補正予算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。それでは、補正予算審査特別委員会委員長に総務厚生常任委員会委員長の渋谷敏議員、同副委員長に遊佐亮太議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、補正予算審査特別委員会委員長に渋谷敏議員、同副委員長に遊佐亮太議員と決しました。

補正予算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

（午後4時07分）